

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 七 号

平成十三年四月三日(火曜日)

午後二時三十一分開議

出席委員

委員長 堀込 征雄君

理事 木村 太郎君 理事 岸本 光造君

理事 二田 孝治君 理事 松下 忠洋君

理事 小平 忠正君 理事 鉢呂 吉雄君

理事 白保 台一君 理事 一川 保夫君

理事 岩倉 博文君 理事 岩崎 忠夫君

理事 金田 英行君 理事 上川 陽子君

理事 北村 誠吾君 理事 栗原 博久君

理事 小島 敏男君 理事 後藤田正純君

理事 七条 明君 理事 園田 博之君

理事 高木 毅君 理事 西田 司君

理事 浜田 靖一君 理事 福井 照君

理事 小林 憲司君 理事 古賀 一成君

理事 佐藤謙一郎君 理事 津川 祥吾君

理事 筒井 信隆君 理事 永田 寿康君

理事 植崎 欣弥君 理事 三村 中吾君

理事 江田 康幸君 理事 高橋 嘉信君

理事 中林よし子君 理事 松本 善明君

理事 菅野 哲雄君 理事 山口わか子君

理事 金子 恭之君

農林水産大臣政務官

参考人 (農業者年金基金理事長)

参考人 (早稲田大学法学部教授)

参考人 (全国農業会議所専務理事)

参考人 (北海道農民連盟委員長)

農林水産委員会専門員

金田 英行君 岸本 光造君
鎮西 油雄君 松下 忠洋君
戸波 江二君 鉢呂 吉雄君
中村 裕君 一川 保夫君
信田 邦雄君 岩崎 忠夫君
和田 一郎君 上川 陽子君
栗原 博久君
後藤田正純君
園田 博之君
西田 司君
福井 照君
古賀 一成君
津川 祥吾君
永田 寿康君
三村 中吾君
高橋 嘉信君
松本 善明君
山口わか子君

委員の異動

委員の異動

四月三日

辞任

後藤 茂之君

同

辞任

小林 憲司君

本日

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

井信隆君外二名提出、衆法第一一七号)

閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

○堀込委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び筒井信隆君外二名提出、農業者年金基金法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。
本日は、両案審査のため、参考人として、農業者年金基金理事長鎮西油雄君、早稲田大学法学部教授戸波江二君、全国農業会議所専務理事中村裕君及び北海道農民連盟委員長信田邦雄君、以上四名の方々に御出席をいただき、御意見を承ることにいたしております。
この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。
本日は、御多用のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。
参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考とさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。
次に、議事の順序について申し上げます。
まず、鎮西参考人、戸波参考人、中村参考人、

信田参考人の順に、お一人十分以内で御意見を述べさせていただきます、その後、委員の質疑に対してお答えいただきたいと存じます。
なお、念のため申し上げますが、御発言の際はその都度委員長の許可を得ることになっておりますので、御了承願います。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきたいと存じます。
それでは、鎮西参考人をお願いいたします。
○鎮西参考人 農業者年金基金の理事長の鎮西でございます。
農業者年金制度の実施部門を担っております立場から、制度の現状、果たしてきた役割、制度運営上の諸問題及び今回の改正案につきましての所見を申し述べたいと思っております。
まず、制度の現状でございますが、一つは、被保険者数でございます。高齢化の進展、農業構造の変化等に伴いまして、被保険者から受給権者への移行数が新規加入者数を上回ってまいりましたこと、被保険者数は年々減少傾向にございまして、平成十一年度末現在では二十七万六千人となっております。
それから、受給権者数でございますが、受給権者数につきましては、平成元年度末に受給権者数が被保険者数を上回ってまいりまして、いわゆる成熟度が一〇〇％を超えました。その後、平成三年度以来七十万人台で推移しております。平成十一年度末現在では、受給権者の実数は七十四万九千人となっております。成熟度も二七・二％に達しておりますわけでございます。
それから、経営移譲率でございますが、このような状況のもとで、農業の担い手不足から経営移譲率が低下してまいってございまして、新規裁定者に占めます経営移譲年金受給者の割合でござい

ますが、平成七年度七七％でございましたものが、平成十一年度には六八％となっております。また、経営移譲の相手方の過半が制度的に農業者年金に加入できないいわゆるサラリーマン後継者ということになってまいっております。
それから、次に保険料でございますが、保険料につきましては、制度発足当初は七百五十円程度でまいったわけでございまして、平成元年に一万円台、十一年に二万円台となっておりますが、このように負担が重くなってきたことは昨今の取納率にも影響していると考えております。
年金財政でございますが、以上のような諸状況、現状を反映いたしまして、近年では、経営移譲年金につきまして実質全額国庫助成をいただいておりますものの、高齢年金につきましては、保険料収入と運用収入の合計では給付額を賄うことができず、不足分を資産の取り崩しで賄っている状況でございます。年度末資産の推移を見ますと、平成七年度末で二千九百二十八億円でございますが、平成十一年度末で一千四百四十九億円となつていまして、減少傾向にございまして、農業者年金制度の果たしてきた役割について申し述べたいと思っております。
提案理由説明あるいは先般の質疑でも農水省の方からいろいろ御説明がございましたが、本制度は、農業者の老後保障と、経営移譲を通じます経営主の若返りによります農業経営の活性化、相続時におきます農地の細分化防止、経営規模拡大という構造政策上の役割を果たしてきたと評価をいたしているところでございます。
次に、制度運営上の課題でございますが、一つは加入者の確保でございます。未加入者の加入を促進することは、農業者の老後生活の安定を図ることももちろんのこと、年金財政の健全化を図るためにも重要でございまして、従来から加入促進

推進員の設置等、業務の最重要課題として取り組んでまいりましたわけでございます。

しかし、昭和六十年度以降、新規加入者数は年々減少する傾向にございます。その原因としては、一つは、専業農家の数が減少を続けているというの、一番大きな要因だと考えておりますけれども、年金財政の将来不安、あるいは確かな経営移譲ができるかどうかへの不安、さらには農業経営の先行きに対する不安、就業形態の変化等種々の要因がふくまれていると思われまします。

平成七年の制度改正によりまして、農地の権利名義を有しない女性につきましても、家族間で経営協定を締結すれば加入資格を有することとされまして、平成八年度から十一年度にかけて約三千六百人の女性が新たに加入されたわけでございますけれども、十一年度につきましても、制度改正が確かな情勢となつたこともございまして、女性の加入者数は激減いたしまして三百五人ということになっております。

それから、保険料の収納対策でございますが、保険料の収納率が年々低下傾向にあることに対処いたしまして、私どもといたしましては、基本的には自動振替あるいは前納を徹底すると同時に、未納者に対します納付の勧奨、それから収納促進推進員の設置、さらには、現在及び将来を見据えた、いわゆる合併をされた後の大型農協に対します収納率の向上指導等を実施してまいつたところでございます。

三点目に、業務の適正、的確かつ円滑な運営という点につきまして申述べたいと思ひますが、基金の業務は、その性格上、被保険者、受給者と長期間にわたりまして直接接したしまして、かつ、これらの方々の利害に密接に關係するものでございます。

したがいまして、業務の運営に当たりましては、被保険者資格、受給者資格の確認、管理、保険料の収納、経営移讓年金の裁定、支給、そういった業務が適正、的確かつ迅速に処理されることが重要でございまして、農家との窓口となつていた

だいております農業委員会、農業協同組合の協力を得まして、従来からその徹底に努めてまいつたところでございます。

四番目に、制度改正につきましての政府案についての意見を述べたいと思ひます。

今回の政府提出法案は、農業者年金制度につきまして、経営移讓率の低下、成熟度の上昇、保険料負担の増高等に対処いたしまして、制度の抜本改革を行つてこれを継続し、食料・農業・農村基本法の理念に即した政策年金として再構築するものでございまして、このことは、農業関係団体の要望に沿うものであるとともに、財政方式が積立方式に改められ、制度の長期的安定が図られるものでございまして、改正内容につきましても、農業、農村の実態に即したものと考えているところでございます。

次に、制度の抜本改革に伴います調整措置につきまして、新しい農業者年金制度を創設するためのぎりぎりの受忍ということで、農業団体の意見集約を経たものでございまして、全体として国民一般及び農業者の理解を得られるものと考えておるところでございます。

最後になりますが、以上、制度の現状、役割、制度運営上の課題につきましての概略を説明申し上げますとともに、改正法案に対します意見を申し上げますが、今回の政府の改正案は、将来に向けて制度を安定させていくために早急に講ずべき不可欠の措置と受けとめておりますし、また、内容が抜本的なものでございしますので、百万人以上の關係者の方々に十分な周知徹底を行う必要がございまして、

これには、諸準備も含めまして、どうしても一定の期間を要するわけでございますので、今国会におきまして、できる限り早期に政府提出法案を成立させていただきよう、この機会にお願いを申し上げる次第でございまして、

○堀込委員長 ありがとうございます。次に、戸波参考人をお願いいたします。

○戸波参考人 戸波と申します。

早稲田大学で憲法の教育研究に携わつております。研究テーマは、人権の基礎理論及び人権の各論を担当し、研究しております。財産権、生存権について幾つか論文を書いた関係で、きょう招聘を受けたというふう存じております。

農業者年金についての意見ですが、ここでは、私は、憲法の立場から、一つには農業者年金制度をめぐる憲法問題、特に年金受給の切り下げの合憲性の問題を主としてお話しし、あわせて、二番目に農業者年金の政策上の問題、今後どう展望していくかということについて御意見を申し上げます。

財産権の問題については、実は憲法学でも余り研究が進んでいないと言えませんが、特に個別的な、今回のような年金の切り下げの合憲性というような問題については、あらかじめ議論があるというわけではございません。ここでは、従来の学説、判例を踏まえて意見を述べさせていただきますと思ひます。

まず、かたい話からですが、憲法の財産権の制限立法の合憲性という話から始めます。

憲法の二十九条一項で、「財産権は、これを侵してはならない。」という規定があり、二項で、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」という規定があり、この一項、二項が今回の年金の切り下げと關係をします。が、いずれにしても、非常に抽象的な規定です。で、結論的に今回の年金の改革が違憲ということまでいくかどうかはわかりません。他方、しかし、政策的に見ますと非常に問題が含まれているというのが私の結論であります。

まず、憲法二十九条一項に言う財産権というのは、これは通説ですが、所有権、物権、債権、無体財産権その他を含む、あらゆる財産的価値を含む、福祉受給権も含まれると解釈されておりますので、年金受給権は憲法上保護された財産権であります。しかし、財産権というのは、今回の年金受給権

もそうですが、普通は法律で定められます。すると、法律で定められた権利が憲法違反となるということがあり得ないんじゃないかという御意見があるかもしれません。が、結論的に申しますと、そういう面もありません。

つまり、法律でもって財産権が定められるという面がありますが、同時に、法律で定められた財産権が不合理な内容を持つていた場合には憲法違反となるということで、実際に、昭和六十二年の森林法違憲判決という最高裁の違憲判決が出ております。特に、本件との關係では、一たん定められた財産権を事後的に不利益に変更するという措置が憲法違反となるかならないかという点が問題となるわけでありまして、

財産権に対する制限の一般的な合憲性の問題ですが、現在の財産権は社会的な拘束性が強く、社会的に広く規制に服するということで、御承知のように、財産権規制立法はあらゆる面にわたつており、それらについては二項で言う公共の福祉に適合するということで、広く憲法違反ではないというふうな判断されております。

それは、言いかえますと、財産権を制限する法律は合憲か違憲かを緩やかに判断するというところで、余り違憲という結論が出てこないというふうな一般的には考えられておりますが、他方、財産権といつてもいろいろ種類がありまして、特に個人の生活の基礎となるような財産権については、そう緩やかではいけないんじゃないかという意見もありません。

いずれにせよ、財産権の規制の目的、態様、程度あるいは規制される財産権の性質等々を考慮して合憲か違憲かを判断していくということになります。その際に、違憲審査の基準として非常に重要なのが昭和五十三年の最高裁判決でありまして、この事件は農地法八十条に關しまして、農地改革の際に、旧地主から土地を買い上げてその土地を小作人の方に売り渡さないでそのまま保有していた土地について、小作人に売り渡さないということ

が決まった土地については旧地主が買い戻すという規定が農地法八十条でありまして、そのときに買取価格をもって売り渡すという規定があったんですね。

しかし、御承知のように、農地改革のときの買取価格というのは非常に低廉ですから、その法律をそのまま適用しますと旧地主が莫大な利益を得てしまうということで、いろいろ社会批判などもありまして、法律改正でもって当時の買取価格から時価の七割というふうに変更したわけなんです。それから、旧地主にしてみれば、買取価格でもって自分の土地が戻ってくることを時価の七割まで増額された、それは憲法違反だというのがこの判決で争われた事案であります。

最高裁は、一つには、買取農地の売り払い価格の変更の合憲性の基準として、財産権の性質、どういふ財産権が制限されることになったのか、それからどの程度不利益に変更されたのかという不利益の変更の程度、三番目になぜそのような変更がなされたか、特にそのような変更によって保護される公益の性質とこれを挙げまして、その事件では、戦後、昭和二十年代から昭和四十年代、五十年代にかけて土地が高騰したという背景があり、それを旧地主に返還するのはおかしいだろう、それから社会的にそういうような土地というのはもつと公共に使つたらいいじゃないかという世論の批判などもあり、それを受けて売り戻しの価格を七割にしたのであるから十分な理由があるというのが最高裁の判決であつたわけでありまして。

以上のような前提から、今回の農業者年金の改正をめぐると合憲性についてどういふ問題があるかといふと、一つには、農業者年金制度というのが特別に年金制度の中に設けられているんですね、それが違憲ではないか、憲法十四条の平等違反ではないかというふうな観点となりまして、これは今回余り議論はいたしません。

むしろ問題なのは、年金のシステムを変えて、特に既に裁定を受けて受給されている方の年金額

を一〇%カットするというのが今度の法案に入つていまして、そのところの合憲性というのが一番問題となるだろうということでありまして。

三番目に、新しく農業者年金制度を切りかえていく、新しい制度は合憲かどうかという問題もありませんが、これも結論的には政策の問題ということですので、今回は余り触れる時間がありませぬ。

そういうわけですから、年金の一〇%削減の合憲性を考えるに当たつて農業者年金というのはいかにいふ特質を持つていられるのかということをお話ししなければなりません、大体前の参考人の方がお話しいただいたのでここでは省略します。

大きな特徴が、年金なのか、それとも農業者であるいは農業経営に対する特別の政策的な給付なのかという二つの面を合せて持つていられるのが非常に特徴でありまして、しかも年金の現状が非常に厳しい、受給者が農業に関係した方に限られていくこと、それから成熟度が二七〇%に達して財源に行き詰まっているというふうな事情などがございまして。

そういうことを考えますと、政策的な観点からしますと、必ずしも憲法違反というふうには言えないのではないかとということでありまして、まず一つには、一般論ですが、国民年金一般に關して年金額の減額が合憲かどうかという問題であります。

これは既存の財産権の変更であり、しかも年金給付については、国民があらかじめ拠出金を払つて、それでもってその後老齢年金として幾らかもらえるという確定した額が出ていられるわけですから、それを切り捨てるということはやはりよほど強い正当化理由がなくては行けないだろう。全くできない、すべて憲法違反だ、やはりこれは財政事情や何かがありますからそれは言えませんが、よほどの強い正当化理由が必要であるということでありまして。

しかし他方、年金問題ですから、財源がなくなつて出せなくなった、それでも借金してでも出

せというわけにもいきませんから、どういふような理由でもって減額をするのかということが大切になるかと思ひます。

それで、農業者年金の場合には、政策年金としての特殊性があり、国庫補助が既になされていっているという点があり、加入者が非常に少なく、それについては国庫補助によって優遇されているという背景があります。

ですから、非常に特別だという前提で考えますと、財産権の性質としては減額は本来は許されないのですけれども、政策的年金として、特別のものとして考えることができるのではないかと。それから、変更の程度は一〇%の自己負担を求めるといふことですが、全額国庫補助によって社会的な批判が起ることを回避するといふ点からすると、一応の合理性は認められるだろう。

それから、保護される公益の性質としては、一方では農業者あるいは農業経営の保護を考え、他方では全額財政投入をするということによる国民の批判の感情に配慮するといふ点では、これも一定の理由があるだろうといふことで、直ちに憲法違反とは言えないのではないかと。年金については、特に議会の裁量の幅が広いといふことも言えます。

ただ、農業者年金を年金という観点から見ますと、今は、つまり農業者年金の合憲性というものは、農業者年金というのが政策的な年金で、農業の経営を維持安定させるためだといふ非常に政策的な観点からの違いなのですが、しかし他方、年金なんですよね。年金といふことから見ると、国民年金があり、厚生年金がありといふ年金体制の中で、農業者年金といふのが非常に特異なわけでありまして。

普通は、年金は何千万といふ国民全体に關係するのですけれども、農業者年金については、受給者が七十万とかといふ非常に限られた人たちに對して、しかも七〇%が国庫補助になつていふことは、ほかの年金では、基礎年金を除いてはそういう例が見られない。

それから、年金制度全体のあり方からしますと、やはり年金の一化といふのが現在非常に重要な課題になつていまして、特別のグループの国民に對して特別の年金制度をつくつてよいか。今の年金制度といふのは、公平で透明でだれでも同じような形で年金を受けられるといふことを確立するのが、年金制度からすると本来のあり方ではないかと。今、そのようにして年金制度の信頼を獲得しないと非常に困るのではないかと。ところが、年金制度についての動揺が起つていふ中で、農業者年金の特殊性をどう見るかといふことがあります。

そのように考えますと、一〇%の削減といふことについても、年金という点でもってその一〇%の削減をしなくては行けないかといふ問題になります。あくまでも政策的な観点から出てきた三千三百億、一応一〇%分を受給者の負担にしよう、それによつて、財政投入に對する国民の批判を和らげようといふ政策的な観点から出てきた額ですから、本当にその一〇%をカットしなくては行けないかといふ必要性がそうあるとはちよつと考えられないわけ、そうすると、年金制度から見ますと非常に問題があるといふことでありまして、最後に一分だけいって、まとめです。

したがいまして、農業者年金制度といふのは二面性があるのです。年金といふ面と農業経営の維持安定といふ二つの面があります。これはどちらをとるかといふ面、この農水委員会の場では申し上げられないですけれども、基本的には私は、年金制度を確立するといふそつちの方が大きな目的ではないか、その方が今の国民の年金のあり方といふ点からすると大切ではないかといふふう

に政策的には考えられます。そうなりますと、農業の保護といふのも、年金という形でするよりも、もつと違った実質的な農業経営者の方の保護という形でもって進むべきであつて、果たして農業者年金という形での政策の維持といふのが妥当かどうか、これは政策的にも疑問があるのではないかと。これは政策的にも

ます。

以上です。

○堀込委員長 ありがとうございます。

次に、中村参考人をお願いいたします。

○中村参考人 たいま御紹介いただきまし全
国農業者会議所の中村でございます。本日は、この
ような機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は、御審議いただいております政府提出の農
業者年金基金法の一部を改正する法律案につきま
して、賛成の立場から意見を申し述べたいと存じ
ます。なお、時間の関係もございまして、要点
のみ申し上げますが、御理解をいただきたくお願
いを申し上げます。

先生方の御尽力によりまして実現をいたしまし
た食料・農業・農村基本法がよいよ実施に入っ
てまいりました。農業者年金制度の改正は、この
新しい基本法農政の将来を占う重要な政策課題で
あるというふうな認識をしておりますところでありま
す。

現行の農業者年金制度は、昭和四十年代前半の
農業構造の中で、老後生活の安定に加えまして、
農業経営の若返り、あるいは規模拡大を促進する
という旧農業基本法の政策目的を達成するために
創設されたものでありまして、これは先生方御案
内のおりであります。

農民にもサラリーマン並みの年金をという農業
者の切実な願いが結集をいたしまして、当時全国
から三百六十五万人の署名を集め、政策年金とし
て実現を見たものでありますが、制度化以来、私
どもは、その実施、推進につきまして積極的の取
り組んでまいりましたところでございます。

制度が発足いたしましたから三十年がたちま
す。この間に九十八万人の農業者が総額で三兆七
千億円の年金を受給いたしました。農業者の老後
生活の安定に大きく寄与をいたしました。

また、若い後継者が新しい農業部門を開始した
くても当時はできないというふうな農村の慣習の
中で、三十歳代前半の後継者を中心に八十六万六

千件の経営移譲が行われまして、この年金で一
半給での経営移譲ということが農村に定着して
きたことは、歴史的にも大きな意味を持つもので
あるというふうな考えておるところであります。

さらに、農業経営の基盤でございます農地の規
模拡大、特に細分化防止には大きな寄与をしたと
いうふうな思いをいたします。

しかしながら、農業構造が大きく変化をいたし
まして、担い手不足あるいは高齢化、新規就農者
の減少あるいは耕作放棄地の増加などが問題にな
りまして、経営移譲をしたくてもできない状況が
急速に広まってまいりましたのも御案内のとおり
でございます。

また、年金の財政面でも、加入者が一人で受給
者の二・七人を支えるという状況や保険料取納率
の低下等を背景にいたしまして、年金基金の財政
が非常に逼迫をいたしまして、このままでは近い
将来基金が底をつくという事態に至ってしまいま
した。

加えまして、昨今の農産物価格の低迷等もござ
いまして、農業者が非常に悪化をしております
まして、農業者の保険料の負担能力が限界に達し
てきているということもございまして、若い農業者
からの魅力の問題、あるいは保険料を払って戻っ
てくるかどうかといった不安の声が聞かれるとい
うのも事実でございます。現行制度がそういう
点から見ますと農村の実態と乖離をしております
ておるところでございます。

こうした状況を踏まえまして、これまでも五年
ごとの財政再計算が行われたわけであります。平
成七年改正での見通しが甘かったのではないかと
いうような御指摘もございまして。

私も農業委員会系統組織あるいはJAグルー
プも、加入の促進問題、それから取納率の向上に
つきましては組織を挙げて努力をいたしましたわ
けであります。先ほど申し上げましたような情
勢に加えて、日本経済そのものの低迷あるいは
は農家経済が非常に厳しくなっているということ
が大きく響きまして現在のよう結果となり、大

変残念に思っているところでありまして、私どもは
こうした厳しい情勢を踏まえまして、私どもは
組織を挙げて制度の見直しに取り組んでまいりま
した。その過程で、平成十一年十二月に農林水産
省が明らかにしました三割カット、掛け損という
制度改革大綱案には大変なショックを受けまし
た。また、農村現場からの反発も大きなものがご
ざいました。

そこで、農業委員会系統組織あるいはJAグ
ループ、そしてまた加入者、受給者の組織であり
ますのうねん倶楽部の三組織はそれぞれ連携をい
たしまして、改めて農村現場の声を聞くため、組
織を挙げた意見集約に取り組んできたところであ
ります。

その結果、農業委員会でも申し上げますと、農業
委員会では総会を開き、あるいは都道府県農業会
議では常任委員会議を開いて決定をするという
責任のある意見の積み上げを行ってまいりました
ところでありまして。また、農協、JAグループにおき
ましても、組合長さんのアンケートあるいは組織
の意見積み上げを行って、そして昨年の四月
に三組織で全国的な意見の集約を見たわけでござ
います。

この意見集約を踏まえまして、私どもはさらに
農林水産省に申し入れを行って、三団体で代
表十七名から成る意見交換の場を設置いたしまし
て、真剣に三カ月にわたり討議をいたしました。

この過程では、実にさまざまな、そして切実な
意見が数多く寄せられました。三割カット、掛け
損といったこの農林水産省の改革大綱案を見直し
まして、まず加入者それから受給者の方々の信頼
を回復するということを前提にいたしまして、基
本的には、一つには、新しい基本法のもとで積立
方式に切りかえて政策年金として再構築をする、
そして制度を継続する、こういうことが一点目
でございますし、二つ目には加入者等の掛け損がな
いということ、そして三つ目には受給者の負担は
最小限に圧縮する、こういった集約を行ったので

あります。

今般、本委員会で御審議をいただいております
政府提案の新制度につきましては、政策目的、財
政方式、政策支援、現行加入者への支援措置、死
亡一時金等の新たな仕組みにつきましては、これ
までの意見集約を踏まえておると考えており、農
村現場に受け入れられるものと存じております。

また、現行加入者の掛け損につきましては、い
かなる世代におきましても掛け損が生じないよう
に措置をされておりますとともに、若い世代ほど
年金受給開始までの期間が長きに及びますので、
これを考慮いたしまして受給時までの年数を一・
五%の複利で計算した年金単価の設定になってい
ることもございます。また、特例配偶者に対しま
しては特別の期間加算が措置されております。

さらに、受給者の負担につきましては、ぎりぎ
り最小限とする意見集約に基づきまして、給付と
負担のバランスも考慮して、平均で九・八%に圧
縮をされ、また、老齢年金のみの受給者の方の年
金はカットしないということになっております。

このような経過を踏まえまして、政府提案の改
正法案は、農業者が安心と希望を持てる政策年金
制度として農村現場に理解されるものと考えてお
るところであります。

一方、今回、民主党さんの方から提案が行われ
ておりますが、この提案は政策年金としての農業
者年金の廃止を前提としているというふうな思い
ます。我々が積み上げてまいりました農村現場の
意見とは異なるものだというふうな受けとめてい
るところでございます。

最後になりますが、新制度への円滑な移行と普
及、定着を実現するため、今後私どもは一層取り
組みを強化していく所存でございます。新制度と
旧制度が長きにわたりまして併存するという事態
もございまして、事務の簡素化とあわせまし
て、推進体制の強化につきましても特段の御配慮
をお願いしたいとともに、農村現場の要望にこた
えるために十四年一月一日からの実施をされませ
よう政府改正法案の早期成立をぜひともお願い申

す。

申し上げまして、私の意見を終わります。
よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。
ございました。

○堀込委員長 ありがとうございます。

次に、信田参考人にお願いをいたします。

○信田参考人 御紹介をいただきました北海道農民連盟の信田でございます。

ゆうべ北見から出てきましたけれども、私、北見ですから、オホーツク海は流水がまだ居座って、有名な観光船おろろ号が非常に利益を得て観光が活発に行われまして、私どもとしてはことは寒い夏が来るのかなという心配しているところから参りました。

私は、若干内陸ですから、北見の方で水田十町歩と畑三十町歩、この中にはハウス野菜など畑作物をつくって、家内と息子夫婦、孫二人の経営で、きのうも私は野菜のハウスのトマトの苗などを管理しながら、百姓をやっている一人でございます。

実はつい先日、私のところの夕食の際、六人集まって食事を始めていたところ、孫が、四年生の男の子なんですけれども、春休みの間何日か塾に通うという話が出て、息子夫婦の方で進めていたのでもういけれども、私は、兄ちゃん、そんなに勉強して何になるんだと言ったのです。いや、僕一生懸命勉強して、パパの後継ぎをして農家をやるんだ、こう言ったわけなんです。

一瞬うちの家族、そのテーブルがしゅんとなくて、だれも答えないので。みんな顔をこいうふうに合わせて、それでしばらくの沈黙の時間が保たれた。これが四十町歩を経営している私のところの専業農家の家族の今の雰囲気なんです。将来、不安なんです。やっつてほしい、願ひなんです。私も、息子がやっつて頑張っていますからありがたいのですけれども、孫にやらせたくない。息子がその子供に本気になって勧められないという実情なんです。

そんなことで、私たち夫婦はことしから四十ヘクタールの農地、家屋、倉庫、まあ住宅も含めて

であります施設、それから農機具、技術、これまでの伝統や地域のさまざまな関係、農業協同組合などのすべてを息子に移譲しました。農業委員会に行きましてすべての手続を終わらせた。したがって、私たち夫婦は来年から農業者年金だけが頼りなんです。息子とはいえ何から何まですべて経営を移譲してしまつて、何も私ども夫婦二人は持つておりません。

したがって、家内は本当に半泣きです。本当です。今はまだ二人とも足腰が立って元気に手伝えますから、面倒を見てもらえると思つていますが、将来本当に面倒を見てもらえるのかないつて半泣きです。女性ですから。私は男ですからさつぱらにどかか、うば捨て山に捨てられてもいいというような考え方をすれば、実は非常に不安を持つております。

今の農業者経営移譲年金がなければ私は譲りませんよ、はつきり申し上げて。それから、土地も売れません。いや土地は売りますよ、息子でなくて個々に。切り売りして生活していこう。これが私の本当の腹の中です。

私は実は、農業者年金制度が創設されて、これは若いときでしたけれども、大いに期待を持って、政府は国民の理解を得て非常にすばらしい制度をつくってくれたということで、即加入をいたしました。二十六年になりました。当初、私が入ったのは四十六年です。経営が非常に苦しくて、こういう規模拡大もやっていたから、毎年農協から借金をして年金を納めてきました。

そのときの農協の組利金は、私のところは若干安くて八・何ぼだったんですが、年利九%なんかざらでした。酪農地帯で一割なんというところもあるぐらいですから、これは非常に高い金利で借金をしながら納めてきて、来年の四月から私は受給者になります。今は若下の待期者です。それで、私は、金もなく学校に行けません。したから夜学で勉強しましたので、今、通算五十年間農業に就農しているんです。それで、まだ働けるんです。もしかしら六十一年ぐらい私は農業

をやれるのかな。家内と結婚して来年で四十年で、四十年も二人で農業に、本当に朝の早くから、暗いうちから働いて今日の四十町歩経営にできたんですね。

それで、今の農業者年金の部分ですが、幾らもらえると思つていますか。五十年の私の就農、四十年二人で働いて、五万五千三百円です。公務員でしたら、これだけ働いて、家内と働いて二人でしたら、どういふことになるんでしょうか。私は、人のことは計算していませんけれども、大体はわかつています。しかも、政府案では、わずかこれだけの受給に対して九・八%削減するといふわけですから、私たち仲間の農民としては断じて認めるわけにいかないというのが腹の中です。

私たちの年代の農民は戦後の日本経済の復興に對してかなり貢献したと私は今でも自負しています。そのときの米は幾らでも、魚沼のコシヒカリよりもまだ高く売れたとしても、食糧管理法で、私どもは国民のためとして、そこは法律に基づいて、安くとは言いませんけれども、それなりの貢献をして、地域や親戚やそして多くの国民のためにさまざまな努力をしてきたものといふふうに自負している一人です。現在は、国際化の中で逆に安くなるのを保護していただいていることについても感謝はいたしますけれども。

そういう中で、私たちの農民の中に、当初三〇%以上の削減案を諸先生方の御努力で九・八%になったんで感謝しているという仲間もたくさんいます。事実、ここにおいでですべての先生方を初め、多くの関係者の御尽力で今日のこの政府案が出されていることに對して、私は心から感謝を申し上げておりますし、努力に對しては評価はいたします。

しかし、私ども、よく考えてみました。もともと支給額等を削減できないものを無理やり削減したのではないかな、そういうふうには私どもとしては理解せざるを得ないと思つております。政府は、加入者減での財政上の理由としていますが、農業者年金制度化以後、国会は一貫

して、私どもの見方としては、農業者の削減の構造政策とその予算を承認して事業を推進してきたんではないかな、その結果、加入者減ということ、政府としては好ましいことであつたんではないかと思つております。成功した政策だつた、こんなふうにも私どもとしては考へて、このこと自体についてはそれなりの、その時代時代の先生方の御努力に對して別に問題はなかつたと思つています。

しかも、農業者年金は、御案内のとおり、当然加入の政策年金です。世界の先進国でも、地域や農業を守り、国民の食料安定供給のためにさまざまな政策を行っているわけでありまして、政策上約束した農民の年金を、充実することは聞いていますけれども、削減したという先進国などがあるのかどうか、私は調べておりませんが、そんな学問もありませんからあれですけれども、この点についても国際化の時代に適合していないんでないか、こんなふうには思つております。

したがって、私は、もし政府案が国会で承認された場合、国会はみずから遂行してきた政策で日本国憲法第十一条の国民の基本的権利や二十五条の生存権及び第二十九条の財産権を侵害する二十五条にもなりはしないか。非常に先進国の民主主義国家としてどういふのかなと疑念を持つ一人でありたい。

私は強く訴えます。農業政策は、ひとり農民のためのものでありませぬ。これは言うまでもございませぬ。国民の命を自國で守り、地方を守り、文化、伝統をはぐくみ、真に国民の豊かさを創造するものである、こういうふうには私どもは信じております。このまま政府案が決定されれば、多くの脱退、解約、あるいはまた訴訟が起きるのでないかと私は非常に心配をしております。

北海道農業七万戸のうち六万戸で私たちは北海道農民連盟を組織しております。みずから負担金を納入して活動している盟友のほとんどが専業農家です。農業者年金基金法の改正に当たつては、すべての農業者が他の国民と遜色のないよう

に改善され、再構築されるものと信じてさまざま運動をし、お願いをしてきたところでございませう。

それだけに、私たちの期待を、言葉はきついても、内容に政府案はなっている、強く反対をいたしたいとともに、支給削減は絶対に行っていただきたい、こんなふうな思うところがあります。

なぜかと申しますと、国会で承認して遂行された農業政策が、その結果、加入者が減って財政破綻だということで、農民の責任は私に全くない、国会と政府の責任だ、こんなふうな観点から納得がいかないわけがあります。

また、平成七年の年金財政再計算の加入者設計のミスがあったのではないかとあわせて、国際化に向けた構造政策を強化して急激な農家減少を生み、村と地域社会を崩壊しまして、今地域社会と村は危機に立っているわけでありまして、若者が村をどんどん出ていくことを加速してしまっております。

しかも、他の公的年金と比較しても、夫婦単位で保険料負担と受給額とあわせて一千五百八十万円相当、私どもの計算では格差があります。また、専業農家がほとんどの北海道では、期待度が高く、加入はもろもろ地域によつては一〇〇%、総体でも九〇%以上の加入で、断じて後退は認めることができないのです。

二世帯、三世帯家族の、私のところもそうでありまして、農業を持続するために、農民の老後の安心を保障すること、とりわけ村と地域社会を再建する、そのために農業者年金、老齢年金を含む確定年金の全額を保障すべきだということ、私は強くお願いをするところであります。

また、政府案では、担い手にシフトした政策支援で多くの加入要件をつけております。これは農業者を選別するというふうにも私ども生産現場では強く批判をしている、私まで怒られておるところであります。委員長、何やっていると怒られておられるわけですが、農民はこれは全然納得して

ないところでありまして。国民のために食料を供給する農民を公平、平等にやはり支援する、これが本当の意味の政策年金ではないかと思ひます。

さて、新農基法では、消費者、農民そして地域社会の三位一体で国民の命と環境の政策を築くことにいたしました。皆さんのお力で、いわゆる食料安定供給、多面的機能の発揮、農業の持続、農村振興と、いずれも農民が安心して村で持続して営農できるかどうか、これにかかっているわけでありまして。

しかし、政府案のように受給額を削減したり、暗に脱退者を促すような政策支援の選別ととられるようなやり方では、新農基法の理念から考えてもこれは受け入れがたいのではないかと。

そこで、私は、せっかく御努力いただいている皆さんにただ反対するだけではなく、二十一世紀の地球環境や地域社会、文化、伝統を未来に持続させ、日本国の均衡した発展、これは都市と地方のことを指しているわけでありまして、このために政策提言をさせていただいて、終わりにしたいと思います。

三点あります。まず最初に、村と農民を守り、他の国民との均衡ある年金に近づけるために、近づけるといふのも遠慮がちなんですけれども、これはひとしくと言いたいところでありまして、定住年金を加算年金として創設していただきたいと思ひます。

これは、地方分権によって地方自治体が制度主体となつて、対象者は農業を引退する男女、農業に従事した労働者で、就業年数に応じて支給するという定住年金制度であります。

条件としては、農業を営み、従事した者が、同じ行政区域内で将来とも定住する者に市町村が年金を加算していく、これを国が支援する。EUでは、これを実施して非常に高い効果を出して、村意識と地域社会が成り立っているとも聞いています。

もう一つは、これまでさまざまな問題を言っていますけれども、私のところもそうでありまして

が、なぜ農業者の若い人たちの加入が減っているかの中には、農業者が農業者年金をまづきつと信頼をして、安心して加入できる制度内容ももちろんであります。やはり所得がしつかりしていて保険料を支払っているかどうかというところが非常に問題でありまして、このためには、国際化に対応した農民に対する直接所得補償を農業基

本法の三条、四条に基づいて確立していただきたい。現在政府などが御検討いただいておりますが、これを急いでいただきたい。

最後ですが、前段に憲法第十一条の基本的人権に抵触するのではなどと大げさに申し上げましたが、現在の農業者年金は、夫が死亡しても妻に遺族年金が適用支給されていない現状でございまして、これが若干基本的人権に触れるのではないかと私も考えております。

他の国民の年金に比べて農業者を軽視した政策であり、一緒に働いて食料を生産してきた家族に対して、平成二年と平成七年の衆参の附帯決議に基づいて遺族年金の適用をさせていただきたい、こういうふうな最後に提案をさせていただいて、年金制度がさらに充実したものに再構築されることをお願い申し上げます。私の意見表明とさせていただきます。

どうもありがとうございました。
○堀込委員長 ありがとうございます。
以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○堀込委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。北村誠吾君。

○北村誠吾君 私は、自由民主党の北村誠吾でございます。
本日は、参考人の四人の皆様方、本当に貴重なお時間をお割きいただきまして、ここまでお運びいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。ただいまは、それぞれ研究や体験に基づき、私も初めてお聞きするような御意見等も承ることが

できました。本当にありがとうございます。順次、短い時間でありましても、御質問をさせていただきます。

まず、鎮西参考人にお尋ねをさせていただきますが、御意見の中で大筋理解をすることができたわけですが、ともかく農業者年金基金の実施機関の代表者として、これまで制度にかかわってこられた立場からお考えになって、先ほども信用参考人の方からも御意見がございましたが、このような状況に立ち至ってしまったという原因、そして、新たな制度をこういう形で立ち上げていくんだというふうな状況にきた、こころのこころについて御意見があれば率直に承りたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○鎮西参考人 農業者年金制度につきまして、国が制度を設けまして管理運営してきた立場、それから、今までも五年ごとの財政再計算等を契機に国会での御審議をお願いして、できる限りの運営改善を図るために制度改正を行ってきた、そういう御事情、並びに、今般本格的改革を進めざるを得ない、こういう事態に至つたことにつきましての農水大臣のお気持ちについては、先日の本委員会の御審議の中で農水大臣が直接御答弁されておるところでございます。

国の制度設計と管理のもとで制度の実施機関としての責任を有する私も基金におきましても、農業者の信頼を得ることを基本に、業務受託機関、農業委員会、農協でございますが、その協力を得まして、年金への加入促進対策、保険料の取納促進対策などに最大限の努力をしてきたところでございます。

しかしながら、先ほど申しましたような諸般の事情というもので、今回抜本的見直しを避けられない事態になったということにつきまして、基金の業務を受託し、各地域で加入促進等に尽力してこられました農業委員会あるいは農協の担当者の方々、あるいは加入者や受給権者の方々、これらの方が制度改正の検討の過程におきまして大変苦しい立場に立たされたということに

ついで、我々としても厳しく受けとめておられるところでございます。

ただ、先ほど農業会議所の中村専務の方からの御意見もございましたが、農業団体の意見集約を経まして、全体として、国民一般及び農業者にも理解を得られるぎりぎりの形で、長期的に安定した制度としてこの改正案を国会に提出できたということを経験して、大変重く受けとめております。

法案の早期成立をぜひ図っていただきまして、法案が成立の暁は、農業者の信頼回復を図りつつ、新制度が円滑に実施できるよう、現行制度からの円滑な移行といったものを中心にいたしまして準備を進めてまいるといことが、私ども実施機関でございます基金それから受託機関の責務と認識しているところでございます。

○北村(誠)委員 次に、中村参考人にお尋ねをいたします。

先ほどお話もございまして、大筋理解をいたしているわけですが、確認の意味で再度お尋ねをしたというふうな思ふのです。
ともかくこの農業者の老後所得を確保するための年金が制度として今後とも必要であるかどうか。今、鎮西参考人からも一般の国民にも理解がきちつと得られるようにというふうなお話もあつたわけですが、こういう大きな論点の一つとなつております。

こうした事柄に関して、先ほどの鎮西参考人のお話にもありましたように、農村の現場で、いろいろな方々の意見を、農家、農村、農業経営体あるいは農業法人、それぞれ意見を集約して、積み上げて今日のこの形になるようなことの努力をしてこられたというお話もあつたわけですが、具体的な例を挙げられれば、どのようなやり方で聞いた意見をどのような形で取りまとめられたか、そこら辺を少し、詳しい話があれば、事例としてでも結構でありますからお示しをいただきたい。

○中村参考人 今先生御指摘いただきました意見

の積み上げの方法でございますが、実は、先ほど申し上げましたけれども、平成十一年の十二月に農水省の大綱が出てまいりまして、ああいうふうなことになつたわけでございます。

これは大変だということで、農業委員会としてまた農協、あるいはのうねん倶楽部、これは加入者、受給者の組織であります、この三組織がそれぞれ現場におりました。そして、三カ月にわたる意見集約をいたしました。その立場から、去年、十二年の四月に持ち寄りまして、意見の集約をした。さらにその上に、三カ月かけてまして行政とも詰めを行つてきたこととあります。

その中でも、この新しい制度につきましては、農業委員会の意見としまして、八割は新しく再構築してくれ、こういう意見が出てまいりました。先ほど申し上げましたが、農業委員会では総会も開いて責任ある意見ということとまとめてきましたので、先ほど私が申し上げました意見は、現場からの責任を持つ発言というふうにとつていただいても結構だと思ふに思ひます。

○北村(誠)委員 今、中村参考人から説明をいただきましたけれども、とにかく農村の現場において、新しい制度の実施機関として、農業委員会、農業委員が全国におよそ六万ほど、職員かれこれそれぞれ三・五人平均でおるといふふうなことでありますから、これがぜひ円滑に新たな制度に移行していくということのためには、相当皆さん方が努力をいたさなければいけません。と、スムーズな移行というふうなことなども難しいところがあるのではないかと思ひますので、ぜひその点のいろいろな取り組みについてしっかりと当たつていただきたいという期待をいたしております。

次に、戸波参考人にお尋ねをさせていただきます。大変難しい事柄でありまして、不勉強な私には非常に理解するところ、まだまだこれからさらに、先生の本も読ませていただきつつありますけれども、ぜひそのようにして勉強させていただきます。

たいと思つております。
率直に申し上げて、るお話がありました。今回の法案における年金額の引き下げということが、民主党さんが主張するように、違憲というふうに言えるのかどうかということについては、先生から確かに丁寧な説明があつたと思ひますけれども、簡潔に、率直にお尋ねして、どうでしょうか、違憲と言えるところについて

○戸波参考人 結論的には違憲とは言えないのではないかと申すに申し上げました。財産権の制限について、さつき申しましたように、財産権の性質、変更の程度、保護される公益の性質という三つの基準から考えますと、基本的には今回の農業者年金の性質はやはり政策年金といふふうな考えざるを得ないんですね。それで、特別の農業の保護、維持という観点から国庫助成が行われている、一般の年金と比べて非常に違ふのではないかと申すのでした。

したがって、政策的に投入された部分については、政策的な観点から、一〇%については受給者の方に御負担いただくという選択というのは政策的にはあり得るところであります。それから、変更の程度、一〇%を多いと見るか少ないと見るか、これは御議論があるかと思ひますけれども、現在七〇%で三兆幾らの負担を求め、だけれども、三千三百億の負担を受給者の方に要求するというのを考えますと、それほど多いということではないと思ひます。

それから、昨今の住専等々への公的資金の投入についての社会的批判を考へますと、これから農業者年金を丸々国庫助成によって維持するということについては社会的批判を避けるという公益と、これは一応認められるということですので、結論的にはどうも憲法違反とは言えないのではないか、こう考へております。

ただ、政策的に、やはりこれは年金ではあるんです。最後の参考人の方からお話がありましたように、やはり年金額の切り下げというのはよ

ほどの合理的な理由がなければ許されないと。今回の農業者年金については、政策年金として農業の特別の経営のための保護なんだという形の年金として合憲性が辛うじて認められるということで、実際の年金がこういうような形で行われて、しかも一〇%の削減がなされるということになるとかなり憲法上も憲法違反だという問題は出てくるのではないかと申すのであります。

ですから、微妙は微妙です。この農業者年金についても、年金と見るのか政策的な農業経営の維持といふふうに見るのか、かなり大きな分かれ目ではないかといふふうな考へております。結論的には、どうもやはり違憲とまでは言えないんじゃないかといふことと申すのであります。

○北村(誠)委員 戸波参考人、ありがとうございます。

一応違憲とまでは言えないんじゃないかといふふうなことで、今後また政策のとり方といふふうなことで進めていく事柄かなといふふうな理解をいたします。

信田参考人にお尋ねをいたします。

信田参考人は、先ほど流水のお話もいただきましたが、北見の方で、たしか稲作の北限ではなかつたかといふふうな思ひますけれども、長年農業に従事されて、多くの仲間の皆さんと大変な御努力を重ねてこられ、指導的な立場で御活躍であるといふことをお聞きしております。敬意を表する次第であります。

そして、昨年の夏以来、北海道農民連盟の方で、先ほど直接お話を提言として聞かせていただきました。農業者年金制度を新たな政策年金として再構築することという提言、そしてまた、農村地域で老後の生活を定住して営む農業者に対して新たな定住年金法の制度を整備するようといふふうなことで提言しておることをかねて聞いておりましたが、直接お言葉として耳にすることができました。内容についても、簡潔に御説明をいただきましたので、またこれは勉強を今後させていただきます。

くというふうに思います。

ただ、まず一つお尋ねしたいことは、国民年金基金制度、すなわちみどり年金で農業者の老後生活は十分であるという民主党さんの主張に対して、信田参考人はどのような感想をお持ちでありましょうか、これが一点。

もう一つは、農業者向けの新たな政策年金は要らないというふうには、私は民主党さんの主張を審議の経過の中から理解をしておるわけであり、聞かなくても、その点について、信田参考人のお話を聞かなくても、よろしければこの二点についてお聞かせをいただければありがたい、よろしくお願ひします。

○信田参考人 農業者である私に温かいお言葉をいただきました。先生にお礼申し上げたいと思ひます。私自身、真摯に国民のために北の国で頑張っている一人でありまして、本当にありがたいでございます。

さて、民主党のみどり年金に關してですが、私も、みどり年金につきましては、もう施策としてできているもので、私どもの仲間にも加入している人もおありまして、この年金自体については必要なものというふうには思っておりません。

今の農業者年金が施行された目的その他から考へて、私どもとしてはみどり年金の方向にどうのというのでなくて、これはこれとして価値はありますけれども、今の農業者年金を後退させないという点と、充実させて本来の目的を達成していただきたいという点とをございまして、政党的皆さんのさまざまな提案をされることに對しては私は尊敬するだけで、これについてどうのという気はさらさらありませんとございまして。

ただし、今日の農業は、米をつくる人が八割、その他は何割とか、画一的な農業でなくて、さまざまな形態で、みんな知恵を絞って農業を営んでおられます。したがって、さまざまな年金に個人的な希望で加入していく、そういう選択肢があつても私はいいのかなというふうには思つてい

るです。

それから、新たな政策年金は要らないという考へ方ではなしに、私どもとしては、新たな年金でなくて、農業者年金として内外ともにきちつと価値のあるもの、しかも国民と平等の受給なり、制度が充実したもので村を守つたり国民のために食料を供給する、安定生産としてやめていく、そういう意味合いのものを一貫して求めていくのか、これを新たにしようのか、再構築というのか、充実というのかはさまざまあり方があるうか、こんなふうには思つているところでござい

ます。

○北村(誠)委員 どうもありがとうございます。私は信田参考人の今のお考へであれば、個人的には、相当生意気ですけれども、一緒にやらせていただけるというふうな気持ちがあつた次第であります。

もう質問も終わりにいたさなければなりませんけれども、私どもの地域の農業従事者、また今度のこの新制度が、法案が一日も早く成立することによつて法律となり、そして実行されることを新聞報道等の知らせによつて知ることのできた農業者並びに農業にかかわりの者たちが、大変この新しい制度のスタートに期待をしております。

これがあつたら、変な話かもしれませんが、私も、認定農業者として自分もその資格を得ようというふうな一念発起をした者もおります。そして、今まで入ることを逡巡しておつた者も、今度これだけ国が、あるいは国民的な理解を得て、新しい、本當に抜本的な制度としてスタートするから新規に加入しよう、また一方、これまで加入しておつた方々が、どのように自分たちは移行していくんだらうかというふうな不安もまた聞かれております。

それぞれ参考人の方からお聞かせいただきました事柄を、また政府は政府としてきちつと受けてめていただくように、我々も訴へ、一日も早くこ

の新しい農業者年金制度がスタートをするように進めてまいりたいと思ひます。

本當にきょうは貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

○堀込委員長 次に、筒井信隆君。きょうは四人の参考人の皆さん、貴重な意見を大変ありがとうございます。

最初中村参考人にお聞きをしたと思ひます。担い手の確保を政策目的とする新しい年金制度、この効果があるのかという点についてお聞きをします。

効果として考えられるものは二つございまして。経営移譲して年金を支給するよという点と、保険料の二割から五割を十年から二十年間補助するよ、国庫助成するよ、この二つが考えられるわけでございます。

現行農業者年金に關して言えば、確かに、現行農業者年金制度が創設された当時は若い担い手がたくさんいた、しかし高齢者がなかなか経営移譲しない、そういう場合に、経営移譲すれば年金を支給するよというの、経営移譲することによつて経営移譲にインセンティブを与えますから、若い担い手確保に、担い手の若返りという政策目的に効果があるということが言えると思つております。

しかし、現時点においては担い手そのものがないわけでは、経営を移譲したくてもする相手がないわけですから、そういう現時点において、経営移譲をすれば年金を支給するよというところが、まずその点、政策的に効果があるとお考へてはいかがでしょうか。保険料の方にはまた別に聞きますので。

所得、これは農業をやっている間、それから引退をしてからの老後生活、これが所得として保障されるということがなければ、やはり職業として選択をするときに迷うのではなからうかということ、新たな農業の担い手をつくり出すということにおいて、一つ効果があるだろうと思ひます。

それと、担い手がないという御意見がございまして、経営移譲の相手、今度の新しい年金制度で仕組まれますよとおっしゃるの、従来の経営移譲とは異なり、簡単にいいますか、地域で専業農家でなくても担つていけるという方たちにも経営移譲の相手方になれるという仕組みをつくり出して、経営の継承をしていくということを含めて今検討していただいております。

で、そういう新しい担い手の創出もしながら、経営移譲も行い、年金受給もできるということが考えられるというふうには考えております。

○筒井委員 もう一点の保険料に對する国庫助成は、国庫助成が保険料について二割から五割あるんだから担い手にならう、そういう氣の一つの原因になるかどうか、極めて疑わしいと思つてお聞きしたいのです。

特に現行農業者年金の場合でも、農業後継者で加入資格がある人がどのぐらい加入しているかという、五割を切つていられるわけでございます。五割以上の人が未加入です。これはもう保険料の二割とか五割の補助どころか、経営移譲年金は全部国庫助成ですから、年金額そのものの五割以上が国庫助成です。

しかも保険料に關しても、中核農家に關しては三割の保険料の減免、あるいは国庫補助と一緒にありますから、そういう物すごい恵まれた立場にある人でさえ未加入者が五割を超えています。これは、二十年、三十年先の年金をもらへる、そのための保険料を国庫助成するよ、それがあつたら担い手にならうというその原因の一つにもなかなかならないのじゃないかと思つていますが、その点はどうでしょうか。

○中村参考人 一つは、保険料の問題は、今度は

保険料に助成をして担い手をつくつていこう、こういうことではありますが、被用者の場合は事業主負担がございませぬ。

今の現状で申し上げますと、例えば保険料が、農業者年金、国民年金、付加保険料で一カ月三万四千四百四十円でございますし、これは奥さんと入っておりますと六万八千二百八十円、これに後継者が入りますと十万円を超えるという保険料になつてまいります。

したがって、これは事業主負担もないわけでございますから、丸々自分で出さなければいかぬということから見ますと、今回の、いろいろな段階があります、それぞれ所得のない層、若いときには手厚くということ、その保険料を国が見る、こういうことでございませぬので、非常に政策効果があるし、期待ができるというふうには私に考えております。

ただ、意見集約の中で、当時の対象者の問題あるいは補助率の問題は議論がございまして、もう少し対象者は拡大すべきである、あるいは手厚い支援をするべきであるという御意見がありまして、それは意見集約の中で今のような状況まで来た、こういうふうには理解しております。

そういう意見集約から見ても、それぞれ受け入れられる、また、そういうふうに加人者、受給者も含めまして見ているというふうには考えております。

○簡井委員 私、今言った二点、いずれを検討しても政策効果はないと思ふんですが、ただ中村専務さんがそのことをお認めになるはずがないので。

私としては、これが説得力があるとなれば、政策効果なんかないのだけれども、政策年金と言わなければ国庫助成はとれない、そういうところが一定の実情の、やはりそれはそれなりの説得力があるのかなと思ふんです。

しかし、そういう点で国庫助成を農業界が受けるといふのはやめるべきで、本来、今民主党は減反廃止とか本格的な所得保障とか等々を提案して

おりますが、その本格的な所得保障、そういうものの中に集中をしてやるべきであるというふうには考えておりました、何か別の方の形から国庫助成をとるというの、私は結局農政としてはとるべきではないというふうには考えております、その点は質問ではありませんが。

もう一点だけ質問したいのですが、今度、既裁定者に対しての年金カットがございませぬ。この既裁定者を含めて年金カットをするのは初めてでございまして、厚生年金でさえ——厚生年金でさえと言つたらおかしいのですが、厚生年金も五%カットをしましたが、あれは既裁定者を避けて期待権者だけのカットにしたわけがございまして、やはり既裁定者に関しては、権利ははっきりしているし、政府もそれを明確に約束している権利である。受給権である。

もちろん、年金の要件が全部充たすれば年金請求権、受給権が出てくるわけですが、その受給権が出てきたことについて政府は改めて裁定によって確認している。そういう権利については、やはりカットをするのはおかしいのではないか。この点についてどう考えられるか。

それで、単なる期待権と既裁定者の受給権との違いについてどう考えておられるか、ちよつと御意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○中村参考人 お尋ねの件でございませぬが、私といたしましては、これは法律論からはうまく話ができないし、これは今先生からお話があつたようなことだろうと思つております。

いづれにしても、この既裁定者の年金をカットするという点につきましては大変なことであるというふうには考えておりますし、農村現場におきまして、我々は意見集約の中で大変な反発もありました。大きな反響があつたのは事実でございませぬ。

ただ、意見でも申し上げましたけれども、今回の制度改正につきましては、大前提は、新しい農業者年金制度をつくつてほしいというのが受給者も含めての最も大きな要望であります。政策年金

として続けてほしい、こういうことでございまして、そういうことからいいますと、今度の制度は、自分のものを掛けて自分でまらうということになりますので、今入っている方は全部国が負担をしていただく、老齢年金まで含めていただくという大変な財政を伴う問題でもございませぬ。

したがって、そういう過程におきまして、受給者の方々からも、新しい制度をつくるためには我々もぎりぎりの負担はやむを得ないという御意見が出てまいりました。これはぎりぎり最小限という意見集約でございませぬ。

そういうことでありまして、自分たちも一定の負担をして国民の理解も得て、若い人たちが安心できる制度にしていきたいと思います、そうしてくれという強い要望でございまして、そういう観点から、我々も最小限、ぎりぎりというところで御理解が得られるものというふうには判断をし、また、そういう確認も何回もしてこういう選択をしたということでもございませぬ。

○簡井委員 ありがとうございます。

戸波先生にお聞きをしたいと思います。

先ほど、昭和六十二年ですか、森林法の最高裁判決についても一言及ばされました。今回もそうなんです、事後的な変更なんです、一たん法律で決まつた受給権を今度の新法でカットする、変更するという問題です。

この森林法の場合も、一たん法律で定められていた権利、あの場合には民法のようですが、それがその後森林法で一部制限をする、これが財産権の侵害に当たるかどうかというのが問題になつた事案というふうには聞いております。これは、結論的には違憲であるという判断をされた判決ですね。

○戸波参考人 森林法の事件は、一たん決まつた財産権について事後的に法律で制限したというのとはちよつと違ひまして、森林法の事件というものは共有森林の持ち分の分割請求に関する事件です。

兄弟がある森林を相続しまして、四男が三男に対して自分の持ち分について分割請求をした、と

ところが、森林法百八十六条という法律は二分の一以下の持ち分権者の分割請求を認めていないという、その規定の合憲性が争われたわけでありませぬ。

しかし、民法上は原則として持ち分権者はいつでも持ち分に依つて分割請求できるということになつていまして、それとの関係でもつて、その森林法百八十六条で何で二分の一以下の持ち分権者が分割請求できないのかということが争われたわけでありませぬ。

立法目的については、いつでも持ち分権者が自由に分割請求できるとすると森林が細分化されてしまふ、その結果、森林の保全、維持に支障を来して、最終的には森林経営の健全な発展が阻害されるという立法者側の理由が、そんな理屈はないんじゃないかということでもつて憲法違反となつたものでありませぬ。

しかし結論的には、要するに、不合理な立法で、何で二分の一以下の持ち分権者に認めないのかという理由がないんですね。その結果、裁判所は結論として違憲としたというわけでありませぬ。

○簡井委員 そうしますと、民法で共有物分割請求権が全共有者に認められていた、それを森林法で一部制限した、その制限の理由は森林の規模の細分化を防ぐ、こういう政策目的があつた。これがしかし違憲であるという判断ですね、今のことをまとめますと。

それで、今回の政府の挙げております昭和五十二年の最高裁判決ですが、その場合に、これは今度結論としては合憲という判断がされた。農地法に關係したものでありますが、合憲と判断した直接の理由として二つの条件を挙げていますね。

その一つというのは、当初の予想をはるかに超えた著しい社会的、経済的な事情の変化があつて、そして、当初の約束どおり支給したならば極めて不合理、不適正になる、だから、当初の約束の変更は合憲である、こういう判断でしたね。

○戸波参考人 御指摘のとおりで、昭和二十年代の土地の買取価格というものは、一反が鮭三匹とい

うふうに言われるほど非常に低廉な価格でもって政府が旧地主から土地を買上げました。それを、時価でもって買戻すということになると、昭和四十年、五十年代の土地騰貴、地価の高騰の後の莫大な土地の利益が非常に安いお金でもって旧地主に戻つてしまふ、それはおかしいじゃないかということ、それから、一般国民にとつてそのような利益を旧地主に還元するのは納得できないということの二つが大きな理由でありました。

○簡井委員 それで、今回の農業者年金の場合に、当初の予想をはるかに超えた著しい経済的、社会的事情の変化があつた、こう判断されますか。その点はどうでしょうか。

○戸波参考人 既に、農業者年金の財政破綻というのほうは二十年ほど前から起こつていますし、それについて著しい変化があつたということは言えません。

特に、一〇%の既裁定者についての支給額カットということとは、政策的に決定されたものですから、事情の変化によつてやむを得ないということではありません。

○簡井委員 それで、もう一点の、九・八%のカットをせずに当初の約束どおり支給したら極めて不合理、不適切になるという事情があるというふうに判断されますか。その点はどうですか。

○戸波参考人 それについてもありませんと言わざるを得ませんで、正確な数字はちよつとあれですが、今までのまま支給しますと三・八兆の支出が必要だ、そのうち三千三百億について、一〇%分を受給者に求めるということでありませう。

その三千三百億をなぜ政府が財政支出できないかということの理由は、結局はそれは、政策的に国民の納得を得るためだということでありませうが、財政上の理由もありませんし、そのような政策的な観点から年金額をカットするということとは、年金としては極めて不適切ではないかと考えられます。

○簡井委員 大変ありがとうございます。次に、信田参考人に一点お聞きしたいと思いま

す。新年金制度、積立方式で確定拠出型ですから、幾ら年金額が支給されるのか、それははつきりしない、あるいは運用によつては元本割れのおそれもある、こういう新しい制度が今度政府案で提案されているわけですが、こういう制度ができた場合に、多くの加入者は見込めるというふうに見られますか。その点はどうでしょうか。

○信田参考人 この点につきましても、政府案が出まして、私も組織は、それぞれの仲間の中で御議論をいただいたところでございますが、先が見通せない中で、確かに、納めた額を下回らないということについては理解はしますけれども、それならほかにいろいろなあるのではないかと、必ずしも新しい年金に加入しなくてもいいというのが大方の今議論しているところですよ。

もちろん、これから中身は、さまざまな要件がありますから、これらについては今批判が非常に高く、それらも含めると、もつと将来に対しての不安が高まるのではないかと、要件については納得いかないという農民が多いわけですから、今先生がおっしゃられるように、これは非常に加入者が不安を持つて、先ほど私の方からもお話し申し上げたように、かなりやめる方が加速度的に出てきはないかと心配している一人でございます。

○簡井委員 鎮西さんにまだ聞いていないので、一点、既裁定者の受給権と、そうではない単なる受給権に対する期待権と、この区別はどう考えておられるか、その点だけちよつとお聞かせいたいただきたいんですが。

○鎮西参考人 私も、法律の専門家では必ずしもございませぬので、的確にお答えできるかどうかあれでございますが、従来の法律解釈でございませうと、既裁定年金は確定した債権である、それから、加入者の期待権はあくまでも期待権で、したがって、他の公的年金の場合も農業者年金の場合も大体そうでございますが、今先生おっしゃったように、加入者の負担と給付のバランス

を悪くする形で年金財政の長期安定化を図つてきた、こういうのが最近の年金制度の姿ではなかつたか、一面そういうふうに見えることができると思つています。

しかしながら、農業者年金制度につきましても、先ほど意見陳述で申しましたように、平成元年度に既に成熟度が一〇〇%を超えたという中で、かなり保険料をアップする形によりまして、負担と給付を、結果的には若い加入者にしわ寄せするという形で実施してきたということなんだろうと思つています。

その結果、負担と給付のバランスというのは非常に悪くなりまして、若い人を中心にして、現行農業者年金制度についての魅力あるいは将来についての不安というのが高くなつてまいりました。従来のような手法で農業者年金制度を健全に維持するということになりますと、それこそ巨兆の国費を投入するということになりませう。

しかも、それで、では、果たして賦課方式が維持できるのかということになりますと、今までの実績から考えますと、現役とOBとの関係はだんだん悪くなつてきておる。こういうことで、ここに至つて抜本的改革をせざるを得なくなつたんだろう、このように理解をしております。

○簡井委員 ありがとうございます。終わります。

○堀込委員長 次に、江田康幸君。

○江田委員 公明党の江田康幸でございます。本日は、参考人の方々、御苦労さまでございませう。ただいま、農業者年金制度の実施機関を預かる立場とか、また農業者の意見を集約する立場などから、それぞれ今回の改正案について所見を述べていただきました。

さきの本委員会でも申し上げましたが、農業は国の基本であつて、やはりその骨格である。食料の安定供給ばかりでなく、地方経済の中核であつて、国土や環境保全、水源の涵養、景観の保全な

ど、水田を中心とした農業の価値が再認識されるようになってきております。

農業者年金制度は、昭和四十年代に創設されて、老後生活の安定、農業経営の若返り、農地の細分化防止、規模拡大に一定の役割を果たしてきたことは事実でございます。しかしながら、先ほどの話にもありましたように、農業をめぐる情勢は著しく変化して、担い手不足、高齢化が進んできておりまして、日本の農業の再生のためには担い手の確保が喫緊の課題ということになつておると思つています。

先ほど議論がございましたが、再度、鎮西理事長にお聞きいたします。

新制度が農業の担い手確保のためにどのように効果を発揮していくと期待されているか。また、民主党案のように、担い手の確保は年金ではできない、新制度は担い手確保の政策年金にはなり得ないという意見がありますが、本日に新制度は要らない、制度そのものを廃止するといった考えがいろいろある。そこら辺のところを忌憚のない意見を願つたいいたします。

○鎮西参考人 まず、今回の農業者年金制度におきます新制度につきましては、先ほど来、私あるいは農業会議所の中村専務が申し上げましたように、二年ぐらいにわたります、大変真剣な現場からの意見の積み上げ、何回かのフィードバックというのを経まして、農業サイドの意見の集約というべきものが出たわけでございます。

その非常に重要な一点は、農業サイドとしては、抜本的に改革していただいで、政策年金として新しい年金制度を再構築していただきたいというのが非常に強い要請であつたと承知しております。

それと同時に、そのかわりに、したがって、受給者、加入者に対する受忍というものは、最小限これは負担せざるを得ないだろうということ、そういういわばパッケージとして、農業団体が全体として新しい制度案に賛成された、こういう経緯があるわけでございます。

以上でございます。

私は、この経緯を考えますと、それを重く受けとめて、ぜひこういう形で政策年金として再構築をしていただきたい。

それから、これは実施機関としての私の立場から申し上げるということではございませんが、農業が他の職業に比して若い人に魅力が薄いと云われている一つの側面というのは、明らかに、生涯の稼得がやはり低い、退職金もない、年金も低い、こういうことでございます。

先ほど担い手の御議論がございましたが、私は、あくまでも個人的な見解でございますけれども、生涯を通じて他産業並みの生涯稼得というものが得られることが、若い青年が農業に就農する、あるいは農業という職業を選択する非常に大きなインセンティブになるだろうというように考えておりました、その意味からも担い手対策の非常に大きな基本の政策になる一つであろう、このように考えているところでございます。

○江田委員 今申されましたように、生涯を通じて他産業並みの所得が得られることが担い手確保のために非常に重要であつて、新制度はそれを充足しているという御意見だつたかと思つて、私もその意見に賛成でございます。いろいろ理屈はございますけれども、あと、農業者の方々、現場がどう考えているかが重要でございます。

これも再度のお伺いになるかと思つて、先ほど、制度の抜本改革に伴う調整措置については新制度を創設するためのぎりぎりの受忍であり、農業団体の意見集約を経て農業者、国民の理解を得られるものとのことを申されました。

これは中村専務理事にお伺いいたします。かなり苦勞して意見を集約されてきたと思つて、これまでどの団体からの程度の意見を聴取して、どのような意見が得られたのか、再度ここで明確にお伺いしたいと思つております。

○中村参考人 先ほど来申し上げておりますように、三つの組織で意見の集約をしてまいりました。一つは農業委員会、一つはJAGグループ、そ

して加入者、受給者の組織でありますのうねん俱樂部でやってまいりまして、農業委員会系統につきましては、ほとんどの農業委員会から意見が出てまいっております。一〇〇％近いと思つて結構だと思つております。

それから、農協の方も同じように、一緒にやつたところもございまして、同じような格好で意見が出てまいっておりますし、のうねん俱樂部は二十八組ほどでございまして、だからこれも千幾つかの町村から意見が出ていますはずであります。

そういう意味ではかなり幅広くやりましたし、今まで我々もいろいろな農政活動をやっておりましたが、こういう積み上げ方、非常に時間をかけ、丁寧に、意見をとつては返す、意見をとつては返すというやり方をしたのはこれ以外には記憶にないほどにきめ細かい積み上げをしてまいつてきたと思つております。

○江田委員 ありがとうございます。今ありましたように、平成十一年の十二月ぐらゐからもう論議をされていることであるかと思つて、それだけ長く、また深く議論をされて、農業者、現場の声をお聞きされた。

やはり九・八%カットなどの調整措置は我慢しながらも、新制度は担い手を確保して自分たちの安心と希望が持てる政策年金として農業現場に理解されているという意見の集約が行われた、これが農業の担つていられる御意見である、ここが非常に大事なことだと私も思つております。

皆様、また参考にしていただきたく思つて、委員の次の質問でございますが、これは鎮西理事長にまたお伺いしたいと思います。

実は、さきの委員会では、これは自民党の木村委員の質問でございまして、幅広い担い手の確保という観点から新制度への加入者はどのくらい見込めるかというのを大臣になさいました。大臣は、現行制度からの移行予定者として保険料継続的支払い者の二十五万人、そして、新制度に新たに加入する者として現行制度未加入認定農業者の四万人を加えて、全体で三十万人ぐらゐを見込んで

でございますというお答えがございました。私、思いますに、これが実現されるためには、今回の抜本改革の意義を丁寧に農業者の方々に説明し、理解を得ることが重要であるかと思つております。

このための具体的な方策はこの新制度が通つて政府から出てくるかと思うんですが、これらについて実施者としてどのように考えて進めていこうとされているか、鎮西理事長、よろしくお願ひします。

また、答えられれば、これらを通じてこの三十万人は確保できると自信はございますでしょうか。

○鎮西参考人 ただいま申されました新制度におきます当面の加入の見込みと申しますか、これの数について、先般の本委員会の御審議でいろいろと審議がなされたということは私も承知しております。

それで、十一年末でございまして、大体二十八万人弱というのが現行加入者でございまして、それから現在は、御承知のとおり、土地利用型農業で一定の面積のある方に限りまして当然加入、任意加入制をしておりますが、いわゆる非土地利用型と申しますか、畜産部門それから果樹、蔬菜、園芸作物部門、花卉部門、こういった農業サイドがこれからは新しく入つてくる。

こういうことでございますので、我々といつたしましては、政府がそういう形で見込んでおられる当面の加入目標数というものを、両農業団体との連携をしながら何とか実現させるように努力をしていく必要がある、このようにまず考えているところでございます。

そのためには、先ほど申しましたようになるべく早く法案が成立していただきまして、私どもは諸資料をつくりまして全国会議、ブロック会議あるいは県内におきます幾つかの説明会といったものを皮切りに、今考えておりますのは、あくまでも法案を早く成立していただくという前提でございますが、夏から秋にかけてまして、全加入者に対

して、現行制度でどれだけ保険料を納めておられる、脱退すると幾らもらえる、それから引き続き加入するかどうかということになり、こういう要件のある人には困庫支援が受けられますといったような情報を丁寧にきちつと説明いたしまして、場合によっては何回か対面で御説明するという機会を持ちまして、きちつと御理解の上、納得ずくで現在の加入者の大宗が新制度に移行していただく、こういう姿を描いております。

あとは、非土地利用型農業者につきまして、現在は現行制度のいわば枠の外でございまして、この加入対象者をどういう形でシステムチックに把握するのか、そういうことにつきまして農業団体あるいは農政当局の御指導を得ながら総力を挙げて取り組む必要がある、このように考えているところでございます。

○江田委員 ありがとうございます。ぜひ、農業者お一人お一人の理解が得られますように、これは丁寧にすることが重要と思われまので、どうぞ着地を間違えないようによろしくお願ひいたします。

最後の質問でございますが、これは鎮西理事長と中村専務理事にお聞きいたします。民主党案の根底には、新制度は担い手確保の政策年金にはならないという考えがあるかと思つて、担い手確保は、年金とは別に、減反廃止と直接所得補償でやるべしと言つておられます。

さきの委員会では、私は申し上げました。公明党、我が党としても、これまでの営農不利地域に限らないアメリカ型の直接所得補償は非常に重要であると考えております。二〇〇一年度の農水省の予算三兆四千億円のうちに農地の基盤整備にこれまで使われてきた一兆七千億円の予算を、そういう公共事業、農地整備の方ばかりでなく、農家への、また農業の担い手の方々への直接所得補償に充てて、営農意欲向上を促していくことが担い手の確保、日本の農業の再生には重要じゃないかなという議論をしております。

それと、減反廃止ということと民主党さん言わ

れますが、この限定的な生産調整というのは米価下落を防ぐ重要な施策でございます。代替作物のセーフガードによる海外輸入規制とともに現状では必要な措置である、計画性を欠いている民主党さんの減反阻止の考えには我々は賛成はできません。

そのように考えてみますと、農業の今後の担い手の確保、また農業の再生ということは年金だけでは当然ございませんで、そういうのもろもろの今後の検討課題である直接所得補償制度も含めて総合的な政策の中で対応していくと、この新制度は政策年金として担い手の確保や農業の再生に非常に有効に働いてくる、そういう相乗効果を期待するわけでございます。

この点について、鎮西理事長、中村専務理事のお考えがあればお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○鎮西参考人 先ほど申しましたように、新しい基本法のもとで農業の担い手を確保するというのが喫緊の課題になっているわけでございます。

担い手の確保策、いわゆる構造政策を初め農政の分野としていろいろあるかと思いますが、私は、その一つとして、やはり若い人が農業が魅力のある職業である、若い人が農村、農家出身でなくても、非農家、非農村出身でも職業として選択する、こういうことがこれから非常に重要になってくるのだから。

そのためにはやはり、老後の所得も含めた生涯稼働というものについて、他産業と遜色のないものである必要がある、そのためにはどうしても私は年金手法というのが担い手対策の重要な一環になるのだから、このように考えているところでございます。

それから、現実の問題といたしましては、今回の意見集約に当たりまして、後ほど中村専務から御説明があるかと思いますが、農村現場の声を集約いたしました農業団体のある意味では総意ということで、新しい農業者年金制度を再構築していただきたいと思います。

これが既裁定年金あるいは現行加入者に対する最小限の負担とセットになった、いわばパッケージとして受忍できるぎりぎりのものとして農業サイドが切望しているわけでございますので、ぜひこの形で早期に実現をお願いしたい、このように考えているところでございます。

○中村参考人 今先生がおっしゃったとおりだと思います。総合的に相乗効果があるということですね。年金も今お話がありましたようなことでありますし、特に今度の新しい基本法のもとでは、市場原理の中で農業もやっていく、こういうことでございますから、大変厳しい条件になってまいります。

そういうことで、今経営単位といたします所得対策も検討はされているということであり、それも一環だろうと思ひますし、特に年金はその一翼を担う大きな柱であろうというふうな考えでおるところであります。

○江田委員 ありがとうございます。これまでのお話を聞いて、実にこの新制度が他産業並みの生涯所得の確保を可能にする、そして、意欲ある担い手が老後生活の安定を展望しながら農業経営に取り組んでいける制度である、担い手の確保においては非常に有効な制度であるということを参考人の先生方からお聞きし、それをまた農業者のお一人お一人がするように理解をされているということを私も理解させていただきました。

新制度が一日も早く国会で成立をできるように強く望むものでございます。本日はありがとうございます。ありがとうございました。

○堀込委員長 次に、一川保夫君。自由党の一川保夫でございます。きょうは、参考人の皆様方、御苦労さまでございます。もう既に参考人の方からの考え方なり、またこれまでの質疑の中でおよそ参考人の皆さん方がどういってお考えを持っていたらっしゃるといふのは大体わかっているわけですが、そういう中で質問するのも大変しづらい面もあります。

私は、基金の理事長さんとそれから中村専務理事さんのお話を聞いておまして、確かに何か今までの年金制度に対する評価といえますか反省というものが何かあるようなないようなところがちょっとあるような気がするのです。

もう少し農業団体の責任者として、なぜ今日こういう状態になってしまったかということに対するそういう反省点みたいなものとか、あるいはこれからの新しい年金制度が何かあたるかバラ色のなことを考えていらっしゃる、ちょっと楽観的なところもあるなという感じも受けるわけですね。

私は必ずしも、農業者、農村で農業、農業をそれなりに一生懸命取り組んでいる方々は、そういう楽観的なものじゃないと思うのです。先ほど参考人の信田さんがおっしゃったような考え方も当然あるわけでございます。

そのあたりの基本的な認識が、これまでの現行の年金制度というものが果たしてきた評価というもの、そんな風に評価しているのかどうかというところ、あるいは自分も非常に疑問に思うところがあるわけですが、そんなあたりも一言ずつ、もう一回お二方にお聞きしたいわけですね。

○鎮西参考人 先ほど御答弁いたしましたわけでございますが、年金制度の制度設計あるいは管理運営者としての国の立場につきましては、先般の本委員会の御議論でもなされたとおり、大臣の御答弁もあつたとおりで、繰り返しませんが、私も実施機関という立場、これは国の制度設計と管理のもとに実施機関として適切にこれを執行していく、こういう責任があるわけでございます。

我々は、受託機関でございます農業委員会と農協の全面的な協力を得まして、今まで、特に加入者が減少してきまされたものですから加入促進対策、あるいは就農率も悪くなってきたということ、就農促進対策に最大限の努力をしまいたたわけでございます。

農村、農業をめぐる状況が非常に激しく変化してきた中で、地域によりあるいはそれぞれの担当

者によって濃淡はございましたが、総じて言へば、私は、受託機関の担当の方々は一生懸命努力されたのだから、その努力には限界があつたのだから、このように考えているところでございます。

しかしながら、今回、こういう形で国民の一般の負担あるいは加入者、受給者の負担ということ、これを求める中で抜本的見直し避けられない事態に立ち至つたということにつきましては、私どもも実施機関として非常にこれを厳しく受けとめておりますし、制度検討の過程の中で一生懸命やつた地域あるいは一生懸命やられた担当者ほど苦しい立場に立たされたことについて、十分我々としても認識するところでございます。

ただ、結果的には、先ほど来何回か私なり中村専務の方からお話申しておりますけれども、農業団体の現場の意見を踏まえた形での意見集約というものが出ました。

新しい政策年金として再構築する、そのかわり、加入者、受給者も最小限の負担は受忍するという形で、ぎりぎりの形では総意が得られたということでございますので、これをなるべく早く成立させていただきまして、農村現場におきまます不安というものを解消して新しい気持ちで新制度の信頼を確保すべく、受託機関と一体になってこれを進めていくというのが我々基金の責務である、このように認識しているところでございます。

○中村参考人 先ほどの意見のときにも申し上げたところでありまして、今先生御指摘のように、楽観をしているのではないかとのお話でございますが、決して我々も楽観はしておりませんが、非常に厳しい中で綱渡りのにやつてきたというのも事実でございます。

いざににしても、この抜本的な制度改革をやらざるを得ないというのは、二点からあると思ひます。一つは、これまで、役割、給付に伴います老後生活の問題、これは受給者に会いますと、とにかく

く戦後の最大の善政であるというふうには評価をしておりました、非農村現場では常に喜んでおられる、こういう実態がございます。

そしてまた、特に四十年半ばにできました当時の農村の実態は、後継者の確保の問題、花嫁の確保の問題、嫁としゅうとの問題、いろいろな問題が家庭内にもございました。

それを我々も、三十年代から家族協定農業というところを通して、いろいろ浸透を図ってまいりましたが、これと年金が、今度は年金という形で結びつくことによりまして定着し、一定の親子関係、あるいは嫁としゅうとの関係等も改善され、または経営移譲されて、新しい部門が開始できるといふ効果を持ってきたことは、先ほど申しましたように、農村現場にはかなり評価をされてきたということでございます。

いずれにしても、そういう担い手が非常に減ってしまった、経営移譲ができないような状況になってきた。

これは、先ほど平成七年の改正を甘く見ておったのじゃないかということですが、我々農業委員会も農協も、あのぐらゐの数がないとどうも農村現場、農業生産はもたないということから、ああいう数字を掲げ、これを運動論として、担い手とし、また年金に加入させていく、こういう努力をしてきたことも確かでございます。これは、必死の努力をしてまいりましたが、結果的にはそういうことでございます。

それからもう一つは、もともとこの年金は積立方式で発足しているのは御承知のとおりでございます。それが例の物価の上昇によりましてスライド制を導入しなければならぬということ、昭和五十六年に賦課方式に切りかえました以降、いわゆる給付と負担のバランスが崩れました。

それを、国庫助成、それから保険料の引き上げ、それから給付の見直しというところで対応をしてきたわけですが、これでもなかなか対応し切れなくなってきたというのが農村現場にあるということ、先ほど申し上げたのとおりでございます。

す。

いずれにしても、保険料がこれ以上はもう、農業者としては限界の水準にきておりますし、若い方々にもなかなか理解を得られないということから、抜本的に改正、改善をし、こういうことが現場から出てきた、意見の集約で出てきたわけでございます。

そういうこととしまして、我々も農協とともに現行制度につきましても努力をしてまいりましたが、以上申し上げました二点のようなことで、こういう状況になったということにつきまして、先ほど私も残念ということを申し上げましたけれども、いずれにしても、そういう状況の中で何とか抜本改革をお願いし、農村現場にこたえていただきたいということでございます。

○一川委員 こういった年金に關係するような政策とか、今も国政全体の中で公的年金等のあり方について大議論がある真つ最中でございます。そういう面では、私は信田参考人とそれから戸波教授にお聞きしたいわけですが、

公的年金、その他の年金的なものも含めて、全体の年金の中でこういった農業者年金というものも本来どうあるべきなのかというところが、我々にも十分理解、納得できない面もちょっとあるんですけれども、そこを対する一つの考え方を、先ほど申したいというのと、特に信田参考人は先ほど来ちよつと問題点を指摘されておりましたけれども、今回の新しい農業者年金制度というのとは、一番心配なのか、そこをまた少しお聞かせ願えれば非常にありがたいと思っております。

○戸波参考人 年金制度全般との関係での農業者年金のお話ですが、先ほど若干触れましたように、農業者年金制度はいわゆる農業者のための積み、国民基礎年金の上の積み年金でありまして、厚生年金とか共済年金のような一般的なサラリーマンが入っている年金のほかに、特に農業者の後継者の確保という形から政策的に設けられた年金であるということ御承知のとおりで

あります。

しかも、加入者につきましては、これも何回もお話が出ていますように、二十七万人、待期者十七万人、受給者七十五万人という規模でありますので、国民年金、厚生年金とも何千万という加入者を抱えているのに比べて非常に規模が小さいということになります。しかも、それに対して国庫補助が、平成十一年に七百五十五億円補助が出ております。

そうしますと、これは年金制度としてはやはりかなり特異な年金というふうに見るべきで、だからこそ政策的に国庫助成をしたり、あるいは年金額の受給をカットしても違憲とは言えないんじゃないかというのが私の意見であります。

この農水委員会申し上げるのにはばかられることですが、農業者の方の、農業の確保も非常に日本の死活を持っていると同時に、年金制度というのやはり日本の骨格なんですよ。その観点からしますと、農業者年金の制度をどう見るとかというときに、農水委員会とかやはり農業を確保するという視点からすると非常に重要で、すけれども、全体の年金制度の中でどう位置づけようかというふうなことから運営をしていくのかということとは、もうちよつと違つた、もうちよつと広い年金制度、国民年金の制度の全体との議論も必要なのではないかというふうな考えをしております。

○信田参考人 本来どうあるべきかということ、これは農業者の立場で考えるべき問題ではないかと私は強く思っています。これは、国民が地方をどう考えるのか、自分たちの食料をどうしようかと考えているのか、そしてそこに働く農業でなくして農民を国民がどう扱うのか、その視点で本来考えればおのずから結論が出てきて、これを政策年金とすべきか、あるいはそうすべきでないかなどがあるのではないかと。

それから、問題点につきましては、私どもは、まずこの制度に対して期待を持ってきた加入者に対する削減が一番問題であつて、さらに、その削減

減はもちろんでありますけれども、新しい年金の問題点は、要件をつけておられますけれども、この要件に対して私どもの仲間の農家の皆さんが非常に不満なんです。

なぜ農民は所得の問題やさまざまな手続の問題でこういうふうな国の方が見るのか、農民はそういう立場の職業であつたり国民なのかどうかというところの問題があつて、むしろ額とかそういうことよりも農民自身をどういうふうな国なりが扱おうとしているのかに不満と反対の意見を私どもは表明しているわけでありまして、そういう考えでございます。

○一川委員 今回の農業者年金基金制度の問題というのは、そういう面では年金制度全般にかかわるような課題でもございますし、また、農政全体の中で農業者の確保という観点から今政策的に年金制度をスタートしようとしているわけだけれども、どうも農業政策全体の中で今回の改正するところがどういう位置づけになっていくのかというところが、全体像がしつかりと描かれていない中で議論をわけてして、そういう面ではちよつと心配な面が我々もあるわけでございます。

私は、民主党案の中でも、そういう面では現行制度の反省を踏まえて新しい年金制度がスタートするに当たつて割とポイントをついた点を指摘されているというふうな思いをしております。

そういう面では、これからの重要な課題だということに私は思いますけれども、これからの農業全体という中で、先ほど中村さんがいろいろと何回もお話しされておられますけれども、これからの若い人に農業に魅力を持ってもらうためには生涯所得的なものを確保していきたいというふうなお話がございます。

これはまさしく一種のセーフティネットといえますか、補完的な機能だと思えますけれども、私は、確かに農業所得というのは、要するに一生懸命頑張れば頑張つただけ所得にはね返ってくるという制度が基本にないと思ふんで、それを見

えづらひ。

それは、我々の今回のこの委員会の中でも指摘されていきますように、例えば現行行われている生産調整という、つくりたいものがつくれない、果たしてこういう制度がいつまでも続いているのかということ、もっと別の発想で、別の観点でそういうものをフォローする考え方があつていいんじゃないかということも当然議論される時代でございまして、そういう面では、農政本流の恒久的な施策というものがしつかりと見えてこない中で年金制度を議論しておるわけでございます。

中村参考人にもそのあたり、農政の本来の構造改革的な施策というものが、中身は非常に広いですし深いわけですから全部が全部議論できないわけですが、そういうことに対する問題意識をどのように持っておられますか、ちよつとお話を聞かせていただきたいと思ひます。

○中村参考人 新しい食料・農業・農村基本法は四つの理念を掲げておりますが、我々は、あの四つの理念は非常に理解し、また大事なものだと思つております。したがつて、農業の国民的役割、国家的役割というのかなり明確になつてきたというふうには理解しております。

この中で、あの中にもございまして、担い手をどういふふうには確保していくかという問題が一つの大きなテーマでありまして、その一環として我々は新しい農業者年金制度を位置づけてほしい、これがまた農村現場の声でもあるということでありまして、それを我々は今度は国民のレベルのものにしていただきたいということで今回この審議をお願いしているというふうには理解しております。

したがつて、この新しい基本法の中で農業経営はいろいろな形がとられていくと思ひます。多分法人経営、我々農業生産法人、青色申告もずつとやり、努力すればもうけられるという経営をいかに育てるかということについても努力をしてまいつておりますが、いづれにしても、将来の農業経営像はやはり家族農業経営が主体になつていくと思ひます。

したがつて、先ほど申し上げましたような生涯所得の問題は、農業に携わつていられるとき、また引退したときを通じて他産業の方と遜色ない生涯所得を得られるというふうなことをつくり出していくことが大事であるというふうには思つておりまして、大きな枠組みとしてはそういうふうな考え、これは新しい基本法のもとでこれから始まるころであるというふうには理解しております。

○一川委員 私もこれで質問を終わりにしたいと思いますけれども、今回四人の参考人の皆さん方に大変貴重な御意見を聞かせていただきましたこと、御礼を申し上げます。私の質問を終わりたいと思ひます。

○堀込委員長 次に、松本善明君。

○松本(善)委員 日本共産党の松本善明でございます。四人の参考人の皆さん、御苦労さまでございませぬ。

まず、中村参考人の方から。中村参考人の御意見では、意見集約をずつと農業団体でやつてきたから農村の現場では受け入れられていられるか、安心と希望の持てる制度だといふふうには述べられました。信田参考人の御意見は、真つ正面からそれを否定した御意見ですね。これは農業の現場の意見としての一端ではあると思ひますけれども、私もいろいろ実際に農業をやつていらつしやる方の御意見を聞いて、一つ紹介いたします。いわば超党派的な御意見です。

昭和三十年代に福島農蚕高校を卒業した農業者が中心となつて参集した農業者年金受給該当事者が、生活できる農業者年金を求めると北の会というのをつくり、これは農蚕高校が福島県の東北にあるから、それで、その会長の渡辺賢一さんといふ人にもお聞きをしました。

数が折り合いがつかなくて、ここにも参考人として来ていただきたいと思つたのでありますけれども、その方の要望をちよつと読んでみますと、

今般、いよいよ受給の資格を得て、心躍らせてきました。受給額の削減をはじめ、制度そのもの大幅変更が伝えられております。

私も生命維持に欠くことの出来ない食糧の生産、国家安定の基となる農業に従事し、地域社会の保持発展に努めて参りました。この営々とした苦労に対して、最後の保障ともなる農業者年金を減らすということは承服し難い事でありませぬ。

年金加入を勧められた折には、国が責任を持つ公的年金だから、決して不利にならないと説明され、疑うことなく積金をして今日に至つております。

この支給額の削減というのが実際に農業をやつていられる人たちの物すごい不満と怒りになって、国にだまされた、そういう気持ちになつていられるんですよ。私は、淡々と中村参考人が先ほどあつたようなことを言われましたが、とても信用できない。

農水省は、なぜ平均九・八%減額になるかというこの委員会での質問の中で、いわばさじかけんで決めたというふうなことです。その一つに、さよもいろいろおつしやつていますが、農業団体側から一〇%未満という強い要望があつたといふ。

それで中村参考人にお聞きしますが、これはだれの意見なのか。機関で決定をしたのか。受給している人、受給しようとしている人の意見をどう把握しているのか。私が聞いた範囲では、信田参考人もそうだけれども、到底納得なんかしていませんよ。どういふふうにして集約したんですか、機関決定したんですか。

○中村参考人 意見の集約につきましては、先ほど申し上げておりますように、農業委員会、農協、そして加入者、受給者の組織の三つの系統で積み上げを行つてまいりました。

それで、出てまいりました意見の集約は、先ほど申し上げていられるようなことではございませぬ。

それは多様な意見があつたのは事実であります。八割は新しい政策年金として構築をしるということ、それから一割は廃止というのもございまして。その中間は、七、八割は多分現行制度を維持しようと思つておられます。我々は、若い人たちが安心できる制度にしよう、またそうすべきだという意見を前提に、どういふ仕組みがいいのか、どういふ政策支援がいいのかということを含めて意見の集約をしてきたことは事実でございませぬ。

それから、一〇%以内みたいな数字の集約はしてございませぬ。

○松本(善)委員 機関決定したのかと聞いたらお答えはなかつたので、そういうことでなくて、やはり政治判断をしたんじゃないかというふうな思ふんです。

やはり今実際に農業をやつていられる人たちの意見を広く実際に聞いている様子は私はないように思ふ。上の方の人たちの意見を集約した、集約したと言つていられるけれども、現実にもう人々も本当に怒つていませぬ。私はあなたの方の集約というのは非常に表面的なものだと思ひます。

今の中村参考人の御意見について、信田参考人はどのようにお考えになりますか。

○信田参考人 意見陳述者に対する意見は申し上げませぬけれども、松本先生がおつしやられるように、生産現場の意見集約に対しては、農業会議などが自分たちでアンケート用紙をつくつたものに対して答えていませぬ。私もその一員でしたが、私は直接答える機会はなかつたのでございませぬ。そういう中でなされたものといふふうには思つていませぬ。これに対して、削減が反対とか賛成といふような項目がございませぬから、私はどうだつたのかなど、このとり方に対しては。

そういう意味で、私どもの不満は、先ほど自分の家の状況を申し上げて言ひましたように、掛けるときは大変だつたんです、過去本当に。何千円、一万円月掛けるにも借金して、ひどい人は延滞金利まで払つて年を越したわけですから、そうして

利まで払つて年を越したわけですから、そうして

私つた人たちは一〇%とか一%とか三五%、そういう問題でなかったんですよ。そのことを御理解いただいていると思えますけれども、そういうので反対とかなんかというよりも怒りだつたんですね。

そういうことで、私どもも、息子らも含めて、今各地で非常に説明されていますけれども、説明に対してはみんな無言で横を向いていますね。そういうのが現状でして、果たしてどうなるか。私は、基本的にこういう政策年金が失敗することを求めていますから、そういうふうにならないように、こうやって先ほどから現場の声を申し上げておきますので、中村事務の答えに対してはコメントはありませぬけれども、そういう現場の実態だけでお答えにさせていただきます。

○松本(善)委員 鎮西参考人に伺いますが、きょうも加入者の減少とかあるいは保険料の納入の問題等で年金財政が悪化したというようなことを述べられましたけれども、一九九五年の財政再計算の見直し、特に新規加入者の見込み違いについて、大臣はこの委員会でも大変申しわけないというふうに、陳謝といえますかそういう立場で答弁をされました。そしてその責任が農業者になことを認めました。

これは農業者には全く責任がないことなんです。ね。年金財政が悪化した理由として、大臣は、七万人という未加入者が多いこと、四人に一人が保険料を支払えないために収納率が低いことも挙げられました。きょうもそういう趣旨のお話がありました。

鎮西参考人に伺いたのでありますが、この点については、一九九八年に会計検査院から、当然加入なのに未加入者が多いことや収納率が低いことなどについて指摘がされて、改善が求められていたと思うんですね。

一体それに対してどう対策を講じてきたのか。基金としての責任をどう認識しているのか。何か新制度を通すことが農民の期待にこたえるというようなことを言っていますが、基金の責任を何と

考えているのだろうか、私はその辺をちゃんとはっきりしなければだめだと思うんです。どうお考えですか。

○鎮西参考人 先ほど来御答弁申し上げておりますように、国の制度設計、運営という中で、私も基金としては年金事業の実施機関ということで、現場における窓口業務というものは農業委員会系統、農協系統に受託ということでお願いしてやっております。

ただいまお話しした平成七年度の財政再計算の見直しと実績の違いというものについては、先般の委員会でも大臣が申されたとおりの、相当乖離が出ております。このことにつきましては、私どももいたしましたし、大変農業情勢、農村の事情が厳しくなっている中で、大受託機関の担当者の方は相当努力をしてくられたというように私は考えているのですが、その努力の限界と申しますか、そういうことがやはりあったのだらうというように考えております。

ただ、委員たたいにおっしゃいました、長年にわたって保険料をきちっと納めてきた加入者、それから受給者の立場になつていく方々、この方々には、年金の現在の姿あるいは抜本的改革をせざるを得なくなった背景については全く責任がないわけでございます。

そういう方々のお気持ち、それから、受託機関で熱心に地域で加入促進なり収納促進に取り組まれてきた方であればあるほど制度改正の検討の過程で大変苦しい立場に立たされたということについては、私どももこれは厳しく受けとめておるところでございます。

ただ、先ほど来申しましたが、農業団体の意見集約というものを経まして、国民一般、農業サイドがざりざり受け入れられるような形で新しい制度ができたわけでございますので、一日も早くこれは成立をさせていただいて、我々受託機関ともども、この準備作業に鋭意努めてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

それから、十年に会計検査院から、主として加入促進、収納促進についていわゆる処置要求というのを受けております。私ども、それを受けまして直ちに、十年の三月三十一日付でございますけれども、理事長通知というものも発しまして、収納促進、加入促進に対して具体的な指導を行っております。

先ほど来御説明いたしましたように、加入促進推進員あるいは収納促進推進員の設置だとか、あるいは、基金の役員がチームを組んで重点市町村にお伺いして現地要請に回るとか、そういうようなことまでやってまいっているところでございまして、受託機関の皆さんは一生懸命取り組んでこられた、このように私は考えておるところでございます。

○松本(善)委員 一生懸命やつたと言つたつて、結果的にそうならないのだから、その責任をどう感じているかという問題なんです。農民の皆さんから見たら、あなたの話では納得しないです。よ、一生懸命やつたけれどもだめだつた。原因は何だと考えているのか、あなたの方の責任はどう考えているのかということをお答えしてほしいのです。

○鎮西参考人 おっしゃるとおり、平成七年の財政再計算による見込みと実績が異なつたわけでございますが、未加入者がまだ七万人いると申しますけれども、例えば当然加入資格者のベースで申しますと二万四、五千人というオーダーでございます。

基本的には、やはり農業情勢なり農村環境の変化によりまして専業農家の集団が非常に少なくなつてきた。その中でも入つていただく方は大半入つていただきました。非常に難しい事情にある方、これは経済的な問題、あるいは、土地を持つておられても自営業者でございます、御承知のとおり農年制度の場合は当然加入ということで、本人は農業者の意識がないというような方も一割ぐらいその中にいらつしやいます。そういう非常に難しい方が残つてきた結果、その努力にかかわらず、なかなか実績が上がらなかつた。

ただ、抜本的改革をせざるを得なくなつたこの背景、そのことは加入者なり受給者に責任がないわけでございますので、私ども、実施を担当してきた立場といたしましても、大変これは厳しく受けとめておるところでございます。

○松本(善)委員 あなたにばかり聞くわけにもありませんが、やはり先ほど来農業をめぐる情勢が厳しいという話が出ていますけれども、この委員会でも農業は崩壊の危機にあるというのは超党派の認識ですよ。農水大臣もそう言っているのだから。それは、あなたのような形の対応でいくと、私はまた削減ということが起こりはせぬかと思うような感じがします。これは二度とそういうことが起こらないようにしようというふうな決意は全然感じられないのです。

そこで、戸波参考人にお伺いしたいのです。具体的な今回の問題についての憲法上の御意見というのは、大筋わかりました。一九七八年の最高裁法廷の判例との関係でもお話ししたのですが、私がお伺いしたいのは、年金受給権も財産権です。そうだとすれば、これが公共の福祉で二十九条でかかってくるということになれば、厚生年金とか国民年金とか、それから共済年金だつて年金受給権ですから、一般論でいけば全部削減することが憲法違反ではないということになり得るのかどうか、そこはどうお考えになつておられるのか、これが一つ。

もう一つは、農業者年金は政策年金だけれども、切り下げという点は憲法上疑問があるということでは先ほどお話ししました。今回のものについてはなかなか憲法違反と云いにくい、こうおっしゃつたのですけれども、この切り下げも、先ほど申しましたように、今、このままのやり方であれば農業は崩壊するかもしれない、そういう状況のもとだったら、それは将来の問題はまたこんなことが起こるかもしれない。

私は、切り下げの問題について、これは程度問題なのか、どういふふうな憲法論との関係で一番農業者が問題にしているのは、国が約束した

ものが切り下げられるというのは、国として詐欺ではないか、おかしいではないか、ここが中心なんでしょう。この問題についての憲法論をどうお考えになつてゐるか、その二点を伺いたい。

○戸波参考人 簡潔にお答えします。

他の年金、厚生年金等々の切り下げについては、すべて違憲になるところまで、つまり国側の財政が完全に赤字で破綻してしまつたというようないことがないわけではありませんが、合憲となる場合が全くないとは言えませんけれども、一般の年金について受給権者が、去年が十万円のことしが九万円になると言つたら、恐らくこれは普通ですと憲法違反になると思うのです。何で農業者年金についてならないのかという、農業者年金制度そのものがかなり政策的に立てられたものであるというのが私の認識で、必ずしも違憲とは言えないのではないかと考えております。

その点について二つちよつと補足させていただきますと、一つは、政策年金として農業者年金というのがうまく機能したのかどうかというの、実はきょうの議論でも必ずしもはっきりしない。むしろ、今までの経過を見ると、加入者はふえないし、未加入者は多いし、それから実際に農業の経営移譲というのがうまくいつてゐるかという点も必ずしもそうではない。

そういう中で農業をいかに強くするかというのに対して、この年金制度がうまく機能したのかどうかということの議論というのをもつとしていいのではないかとというのが、私のちよつと外野からの意見であります。

それともう一つは、政策年金と言いましたけれども、実は、これは受給者の農民からすると年金そのものなんですね。その点をとらえると、実は、特に既裁定者についての一〇％カットというのは、先ほどの厚生年金の受給カットが憲法違反となるということの關係で言いますと、場合によつては違憲という判断さえ出かねないような非常に厳しいカットではないかということでありま

す。特に、年金制度というのは、やはり国民の信頼、年金制度全体についての基礎だとか、年金加入者の信頼確保というのがありますから、それで掛金を払つて年金の受給権ができたときには幾らもらえるということははっきりしている。期待権の場合には若干変化はありますけれども、少なくとも受給している方についての減額というのはよほどの理由がなければ正当化されない。

そして、さつきも申しましたように、一〇％削減の理由が非常に政策的に出てきたものでありますから、果たしてこれで十分な理由になつてゐるのかないのかというの、非常に疑問であり、受け手の方の立場からすると、何でカットされるのかということについての十分な説明はできていないのではないかと気がします。

しかし、憲法問題として言うと、やはり農業者年金の特殊性、そもそもこの年金制度が農業者の方をどうするか、農業の今後をどうするかという政策的な観点ということを考えれば、辛うじて合憲と言えるのではないかと考えております。

御指摘はそのとおりで、特に受給権者としての農民の方が、受給してゐる一〇％カットについて納得がいけないというのは当然であり、それは政策問題として全額給付という方向もとり得る、そんなに大きな問題ではないかと思つておられるけれども、それは国会の場で御議論いただくということになるかと思つております。

○松本(善)委員 終わります。

○堀込委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 参考人の方々、大変御苦勞さまでございます。私で六人目ですので、大体四人の考え方について理解をいたしましたし、また、あしたこの委員会でも質疑がありますから、その質疑の参考に十分させていたただけるなという思いをいたしております。ただ、基本的なことを、重複する部分があるかもしれないけれども、再度私からも質問させていただきたいというふうな思つてい

やはり私も、何といつてもこの農業者年金の改正法律案で一番問題点にしなければならぬのは、これは中村参考人にお聞きしたいのですけれども、三〇％を九・八％で、今も議論になつてい

ますけれども、正直言つて落ちつたという表現を使つていいんだと思つてゐるのです。ただ、三〇％から九・八％になつた、あるいは脱退一時金が八割という形になつた、このことがやはり今回の改正で大きな問題点だと思つてゐるのですが、関係団体としてこのことを、先ほど、私

たちも基本的に思つてゐるのは、基本的人権の問題あるいは生存権の問題、それから財産権の問題、こういう立場に立つてどう議論してこられたのかという思いなんです。

それともう一つは、いろいろな形で議論がなされておりますけれども、この農業者年金の他の公的な年金への波及がどうなつていくのだからかという心配が一つあるわけですね。この農業者年金だけでどまつて、今も参考人の質疑の中で厚生年金の話も出てきていますけれども、このことこの重みというものを関係団体としてどう議論してき

たのか。それは、個人個人から見れば三〇％が一割になつたからこれでやむを得ないという気持ちになつていくという部分はわかるのですけれども、本当にこの農業者年金、年金として議論していく関係団体として、このことをどう議論してこられたのか。ここで参考人としての見解をお聞きしておきたいと思つております。

○中村参考人 先生お話しのように、特にこの既裁定年金のカットにつきましては、我々も先ほど来お話し申し上げましたように、特に十一年の十二月の政府の改革大綱をもちいたしたときには物すごいショックを受けましたし、私もそのものが年金の受給者組織の事務局を担当しております。したがひまして、受給者の方と会う機会もござい

ても、抜本的改革をせざるを得ない状況は皆さんが認識をできる。そのときに、なぜカットなのかという問題もありました。そして、ただ問題は、政策年金として今後どう選択をするかという問題がまず大前提になりまして、そこで、その議論では八割が、将来若い人たちが入れる、安心できる年金に財政方式を切りかえて再構築をすべきだといふのがまず確認をされました。

そこで、三割カットという問題を一方に抱えながら、これはとても受け入れられない問題だといふことで、特に受給者組織からは物すごい反発でございまして、我々もなかなか現場に行けないぐ

らゐる反発がございました。そういう集約をし、若い人たちが安心できるという新しい制度にするためには我々受給者も一定の負担が必要ではないかといふところまでござつてきて、これがまた国民にかゝる負担を、これから全部、今の加入者、受給者のすべての負担を国民にしていただくということもありません

で、そういう国民合意を得るということから我々がぎりぎりできる負担はやはりするべきではなからうかというところに行き着きました。それが結果的に九・八ということになつたといふことでございまして、先生おっしゃいますように、他年金への波及という問題も、これはいろいろ議論が出てまいりました。

しかし、政策年金として仕組んでいく、廃止はわずか一％でございまして、何とか続けたいといふことからせよば詰まつた中で生じてきた率であろうといふふうな理解をして、またそれが理解されてきたといふふうな思つております。

○菅野委員 やはり妥協の産物だといふことで、ここに、既裁定部分を減額するといふ部分の問題点というのが本当に深く議論されて今日に至つてきたのかといふところが、国民合意とかいふことなんですけれども、国全体を考えると、制度としてどうあるべきかの議論からやはり出発すべきだつたといふふうには思つております。

それからもう一つ中村参考人にお聞きしたいの

ですが、ずっと今までの前の人たちの議論を聞いていました。答弁も聞いていました。そのときに、これまでの農業者年金のたどった方式が、最初は積立方式ですね。賦課方式になりました。今度積立方式という形にまたもとに戻ります。そうしたときに、前回の積立方式をどう総括しているのかなということですね。

そして、これからこの農業者年金を二十年、三十年継続していったときに、その状況が前回の状況に立ち至ったときにどうしてこうとしているのか、このことがやはり今の制度改革で、抜本的改革といえますけれども、その議論が先が見えないから、どうなっていくのかの先が見えないですから、特にこれからの経済政策をとるときに、インフレ政策になったときにこの積立方式が本当に有効に機能するのでしょうか、そういう不安も多くの人が持っているから、理解が深まっていかないのじゃないのかなというふうに思っています。

抜本改革というのは、制度を全体的に議論してきた関係団体として、この積立方式の将来的見通し、私がつだけ言いましたけれども、将来的見通しをどのように持っておられるのか、そしてどう定着させていくのか。この視点をはっきりさせていかないと、この農業者年金の議論というのは深まっていけないのじゃないかと思うのです。意見をお聞きしておきたいと思えます。

○中村参考人 現行の年金が積立方式から五十六年に賦課方式に移ったことにつきましては、先ほどの物価の問題等からせざるを得なかったということでございます。いわゆる後代負担で年金をやってきたということでございますが、やはりこれからの年金は後代負担はなかなか無理であろうというふうに見通しを、意見の集約のときに検討してきたわけでございます。自分たちの掛けものは自分たちのもとに戻ってくるという仕組みにやはり改めるべきであろうと。

ただ問題は、元本割れするような問題が起こるということについては、やはり運用等透明性の中

で対応していただく、これは基金の運用の問題でございますから、そういうことをお願いをするということ、やはり後代負担が非常に難しい時期に入ってきているということ、それから保険料に對します政策部分の、事業主負担のかわりというふうな我々は言っておりますが、そういうもので仕組んでいただくということに今集約をしてきた、こういうことでございます。

○菅野委員 非常に難しい選択だと思います。それで、積立方式にするときに、それでは現在の低金利政策、これがいつまで続くかわからない。それと同時に、今、日銀を中心として本場に経済全体を持っていく方向性と現時点の積立方式に移行するという部分と、ここを考えたときに、幾ら農業者年金加入者に積立方式にしたから残ってくださいますか、こういう政策をみんな国民は知っていますから、そういう中で、一方では加入者の増を図りますということ、言いながら、矛盾がいつばい存在している中でこの制度を継続していったならば、私は将来に禍根を残すというふうな思っているという事です。

このことをやはり、あしたも質問の時間がありますから、きょうは参考人からそういう言葉を聞いて、なかなか明確な回答が返ってこなかったというの、難しいことですから回答はよろしいです。そういう問題を内在しているということをしつかりと受けとめていただきたいと思えます。

次に、戸波参考人にお聞きしますけれども、先ほど意見陳述で、農業者年金の問題、本場に年金だろうが政策支援なのだろうかという疑問点を披瀝されました。私どももそう思っているわけですから、農業者年金も一本化の方向に持つていくべきだという議論を展開されておりますね。そして、九・八％は減額する必然性は私はないと思えます。三兆六千億、三千三百億の例を出しながら述べられておりますけれども、ここに至るもうちょっと詳しい考え方を示していただきたいというふうに思っています。

○戸波参考人 申し上げたいことですが、

も、やはり年金制度は、先ほど申しましたように、全国的な課題であります。農業を強化、維持するというのが非常に重要な全国的な課題なんです。やはり国民年金制度をどうするかというのも同じように重要な課題であります。

そこでの方向というのは、やはり国民が同じような制度に入つて同じように給付を受ける、その制度がしっかりと財政的に支えられて、老後の生活を送れる十分な給付を受けるといのが基本原則だと思っております。

今まではいろいろな歴史的なきざつでもって年金が分かれており、厚生年金、国民年金と分かれているのを統合し、それから共済年金や何かも統合の方向で何とかしようという形になっております。

そういう中で、農業者年金という形の特別の措置、これをどう見るかというのは、この場では皆さんは、農業のためにはやはり安定して生活ができるように農業独自の年金が必要なんだというふうに御判断されている、それは妥当な判断であると思えます。妥当といえますか、農業をどうにかする、きつちり維持するという判断それ自体は妥当だと思えます。

けれども、果たして年金制度に組み込んで、年金という形でもって処理してよいかという問題と、昨今出ておられますように、農業者年金、あるいは今度できる新しい農業者年金という形でもってうまく機能するのかが二つの点から、それでいかにかなという疑問がございます。

ただ、これは農業をどうするかという点との関係の政策問題であります。それで、政策問題については、今の目的の点と実際に手段としての効果の点と、いろいろしんしゃくされて判断される。

私も直接には、どの程度農業者年金が機能し、これから機能するのかが判断するだけの材料がありませんから何も申し上げられませんけれども、農業の強化というためには違った政策なり、もっと違った実質的な強化の方法というこ

とを模索する。年金制度としては国民全部がかかるような一体とした年金制度を構築した方が妥当ではないかというのが私の意見であります。

○菅野委員 わかりました。

それでは、最後に信田参考人にお聞きしますけれども、現場の声として、先ほど前の人たちへの答弁を聞かせていただきました。やはり現場で働いている人には、本場に農業を、国民全体が農家をどう見ているのか、この温かい気持ちというものが、そしてそれを支えていく国民全体の声がいればならないという言葉、私どもも本場に思いは同じなんです。そして、これからの意味では現行の給付でもって続けていっていただきたい、一割といえどもカットしちゃ困るんだという率直な気持ち、私どもと同じなんです。

そういう意味では、今の現行の受給者はそういう思いなんです。ただ、若い人たちが現場での新しい制度にどういった思いを持っているのか、これが抜本的改正になった農業者年金のこれからの将来を占うというふうに思っています。

それで、一方では条件をつけながら加入要件を拡大しているという矛盾した部分もあるわけですから、現場の中において、この新しい制度に對しての若い人たちも含めての声というのがどういう状況になっているのか、お聞かせ願いたいというふうに思っています。

○信田参考人 若い人たちの意見は、今非常に統一されたものがない時代です。なぜかというところ、今の農業は、それぞれの個々の知恵を絞って、その地域で画一的な農業をやっているのではなくて、それぞれ工夫をして頑張っておられるために、非常に農業に對する考え方がばらばらとございます。非常に先を見越して違う方向でいっていますために、若い人たちが統一してこういふ考えというのは少ないといえます。固まっております。

しかし、私も北海道においては、農業政策上、一応分類されて固まっておりますから、そういう中で考えますと、ほとんどの人が言うのは、年金を言う前に自分たちの経営所得が将来確保されるの

かどうかが、本当に世界と競争して我々のことを考えてくれようとしているのかどうかというところが統一的な考え方、これはほとんど狂いが無いですね。

その上で国民が、先ほど申し上げましたように、我々農業者に対して、年金とか社会保障とか、自治体も含めて地域でどういうふうにしようにしているのか、そういう考えがほとんどでございませう。

そういう意味で、私どもとしては、意見をいろいろ聞いた上で、これからも持続してその村に住みたい、そういうところに視点がするように考えられますために定住年金を提案させていただいたところでございます。

○菅野委員 終わります。どうもありがとうございます。

○堀込委員長 次に、金子恭之君。

○金子(恭)委員 21世紀クラブの金子恭之でございます。

参考人の方々は、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。

まず、信田参考人にお伺いいたします。この厳しい農業事情の中、信田参考人におかれましては、実際農業現場で一生懸命に努力されていますことに対して、心より敬意を表させていただきます。その中で、将来の不安の中で孫にも勧められないというようなことをお話しされました。本当に残念なことだというふうに思っております。

その中で、他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保すべく、農業経営の育成をすべきであるというふうに申されました。私も同感でございます。その中で、このことを実現するために、担い手対策として今回の新制度が提案されたというふうに理解しているわけでございます。

今回の農業者年金制度の抜本改革につきましては、政府案にしろ民主党案にしろ、いずれの案にしても巨額の財政資金を投入することとなるわけでありまして、この点につきまして、どのように

国民全体の理解を得ることが重要だというふうにお考えか、お伺いいたします。

○信田参考人 この点につきましては、大変難しい問題でございます。なぜならば、私どもは、生産現場で毎日自分たちの家族を守るために、自分が生きていくために鋭意農作業をして生産に励んでおります。それが自分たちのためになるとか地域社会や日本全体にいろいろなるという、そこまで高度な考え方をもち得ないような状況の中で頑張っているために、今の財政事情とか国の全体の中のことを考えてまでやれないわけでございます。

しかし、きりとて、政策年金としてこれまで私も信頼をし、期待をしてやってきた以上、現実として、政策の結果こうなったにせよ、ここに目を向けないで避けてただ何か言っておけばいい、こういうことではございませんので、私どもとしては、国民の多くの税金を支援としていくことに對して国民の皆さんにどう理解されていくかということ、食料をきちっと安定的に供給する農民自身の責任がまず先に来るのではないかと。

そういうために、先ほど言いましたように、その村できちっと持続した農業をやるような政策とみずからの覚悟が必要だということを訴えた上で、そこが並行していくのであつて、どちらかに頼つたら自分たちがよくなる、そういう甘いものではないというふうに考えておりますので、ぜひ先生方の皆さんの国民全体を考えた、そういう視点の中での御検討を賜りたいものだと思っております。

○金子(恭)委員 ありがとうございます。今参考人からお受けした言葉を私どもも胸に秘めて、頑張っていきたいというふうに思っております。続きまして、戸波参考人にお伺いいたします。

現場を歩いていますと、昔は戻りがよかつたというふうな声もよく耳にいたします。また、農業者年金については、これまで受給額に比べて保険料が大幅に引き上げられてきました。先ほどの須西参考人のお話では、制度発足当初は七百五十

円、平成元年に一万円、十一年に二万円台となり、負担がどんどん重くなってきたわけでありませう。

そのような状況にあつても、年金受給権というのは受給期待権より保護されるべきだというふうにお考えなのか、それをお伺いいたします。

○戸波参考人 年金につきましては、二〇〇〇年に厚生年金、国民年金の大幅な改定がありまして、国庫助成を基礎年金の二分の一に上げるかわりに、六十五歳支給とか適正化率を五%にするとか、いろいろ改革がなされました。

期待権といえますか、これからの年金をどうするかというときに、一方では、財政的な限界だとか今までの掛金の運用だとかということも考え、実質的な負担増というのは避けられないところでございます。しかし、問題は、既に受給をされている方の年金額を減額する、既裁定者について年金額を減額するというのは重大問題であります。

ちよつとお時間をいただいて恐縮なんです、先ほどの五十三年の農地の売り払い価格を七割に上げたという事件につきまして、実はもう一つエピソードがありまして、それは、将来にわたつて、旧地主の方が、自分の買収された農地を自分に返してくれという請求をしていない人がこれから請求する場合は七割だ、それは合憲だと言つたのですね。

しかし、問題は、既に売り払いの申し込みをした人について七割にちやうと憲法違反じゃないかという議論が実はあつたんですね。そのとき最高裁は、それでも事情変化があつたんだから合憲だと言つたんですけれども、私などは、やはり既に申し込みをしている人については憲法違反と考える余地があるのではないかと。

ただ、普通の売買契約と違ひまして、農地の売り払いというのは、行政が一たん土地を買い上げて、その土地についてどうするかという決定を待つて売り払いをするということですから、旧地主が自分の土地について売り戻してくれという請

求をしたとしても、まだ行政的な決定がおりていないから売り払いの義務は生じていないんだという形の論理構成をとらなければ憲法違反じゃないんじゃないかという議論が実はありました。

それと関連しまして、既裁定者について今までの額を一〇%カットするということについては、何遍も申しますが、年金としますとゆゆしき問題でありますけれども、憲法問題として違憲とまでは、政策的なものがありますから、今度の農業者年金の政策的な観点からすると違憲じゃないとしましても、実はこれは非常に重要な問題で、その点について十分に政策的に議論をして一〇%という数字を出して、それでもって農民の方にも納得いただいたという措置がとられているかどうかというところについては、先ほど申しましたように、個人的には非常に疑問を持っております。

○金子(恭)委員 どうもありがとうございます。続きまして、中村参考人にお尋ね申し上げます。

先ほどの意見陳述、またこれまでの質疑の中で、組織討議、また意見集約が十分行われているということがよくわかりました。

私も、地元に戻りまして、農業委員会の方々また現場の方々から早く法案を通してくれというような御意見も聞いているわけでございます。その中で、昨年の十一月に農地法の改正のときに中村参考人にはこの場で質問させていただいたわけでございます。

今農業委員会にとつて、農地法に引き続き大きな課題といたしますか、大きな役目というのが農業委員会に課されているわけでありまして、農業委員会においては、業務の拡大とか、またその業務を適切に執行し得る体制を整備しなきゃいけない、そういう意味では組織改革をやつていかなくちゃいけないということをごの前言つていらつたように理解しております。

その大変な中で、農業委員会系統としては、今

度の新制度に対して普及、定着のためどのような活動を展開されるおつもりなのか。先ほど来お話を聞いていますと、これまでの制度においても未加入者の加入促進とか保険料の収納を上げる方策とか真剣に取り組んで、これからもやっていくということをおっしゃいましたが、その点についてお聞かせください。

○中村参考人 私どもは、制度をつくり上げてきたときの運動の中心母体でもございまして、この制度についてはかなりの責任を持ってまいりました。したがって、先ほど来先生方からいろいろな御意見を伺いましたけれども、我々も全く同じ気持ちで、泣く思いでの意見集約をしてきたことも事実であります。

今度の新しい制度をつくっていただくということについても、農村現場での合意を得ていると思っておりますので、これについて我々も最大の努力をしながらいかぬというふうに思います。ただ、今度は加入も強制ではございません。任意加入になってまいりますから、まだまだ、早く法案を通していただきまして、我々は一人一人の方と相談をしながらいかぬと思っております。あなたは今やめれば幾らもええと思っております。あなたは今やめれば幾らもええと思っております。一人一人に当たらないかぬかと思っております。

それとまた同時に、政策支援がございまして、今あなたは政策支援の対象にならない、こうやればなりますよということも言っており、その場合は幾らの保険料の助成がございまして、これを一人一人に当たっていただく必要があるし、またそういう責任を我々は持たないかぬかというふうにも思っております。

農水省の方も三十万人という目標を持っているようでありまして、我々も当面この目標は必要だろうと思っております。まだまだ農村現場では不信感というものもあるのも事実だろうと思っておりますので、今申し上げましたように、現在調査を進めております、どんな状況にあるかということ

は、進めて、四月中にはその報告を全部とることにしております。

それを踏まえて一人一人の方と相談をして、加入を継続していただくというふうなことで、新しい制度を円滑に運用できるようにしてまいりたいという努力について、農業委員それぞれがやはり腹を引き締めてやらなくいかぬというふうにも思っております。

○金子(恭)委員 引き続き中村参考人にお尋ねします。私は次ほどの程度の加入者を見込んでいらっしゃるかとお聞きしようとしたのですが、今のお話であれば、これから調査をして、その中でどの程度かというのをこれから推測していかれることだろうと思っております。

昨年の農地法の改正案の中で、担い手対策といいますが、新規就農者を確保するためいろいろ努力をされているということはお話がありました。都道府県の農業会議に昭和六十二年から新規就農ガイドセンターを設置したり、また、三者合同で農業法人合同会社説明会とか新規就農相談会を開いていらっしゃる。それによって非常に大きな成果をおさめていらっしゃるということもそのときお聞きしたわけでありまして。

今回の新制度についても担い手対策というのは非常に大きな、重要な課題でございまして。その中で、農業委員会系統として農業者年金制度以外にどのような施策が必要であるとお考えになつていらっしゃるのか、お聞かせください。

○中村参考人 担い手問題、新しい基本法、一つの手段でございまして、四つの理念を持って、国民の合意を得ながら担い手をつくっていくのは、また我々団体の役割でもあるというふうにも考えております。

ただ、今の状況は、やはり市場原理の中で農業経営をやるということも事実でございまして、大変今厳しい選択を迫られているわけでありまして、そういう中で頑張っている農業者をつくる一つの手段としてこの年金が役割を果たすであろ

うということ、これは生涯所得の問題、まさに職業選択として、選べる職業としてこの年金が支えになるであろうというふうにも考えております。これも一つの大きな柱でございまして、今市場原理のもとで考えを検討されております経営単位の所得の安定対策の問題、これも重要な政策であろうと思っております。さらには税制の問題、あるいは農地制度もあらうと思っておりますが、すべて担い手に集約をされたいと思っております。政策そのものは農業者年金である、こういうふうな承知をしておるところでございまして。

○金子(恭)委員 どうもありがとうございます。続きまして、鎮西参考人にお伺いいたします。

先ほど、意見陳述の中で、農業者年金制度の経緯とか、また、未加入者の存在、保険料収納率の低下等の問題を抱えるに至った要因、また、今後の対策について述べられたわけでありまして、実施機関として今回この事態に陥った責任については十分受けとめているというふうな御発言がありました。

新制度について今後の取り組みが注目されるところでございまして、政府案による新しい制度につきましても、資金運用がこれまで以上に重要になつてくると思われまして。農業者年金基金には、経験の蓄積とか人材などから見て、正直申し上げて大丈夫かなというところを言われる方もいらっしゃると思います。この点につきましても、農業者年金基金として、今後どのように取り組まれるおつもりなのか、お聞かせください。

○鎮西参考人 新しい農業者年金制度におきまして、積立金の運用というものが極めて重要な仕事になるわけでございます。積立金の運用につきましては、政府提案で御提出しております法律の第五十四条に基本的な考え方が書いてありますけれども、「政令で定めるところにより、安全かつ効率的にしなくてはならない」というプリンシプルが書いてあるわけでございます。

私もそれを受けまして、加入者が将来にわたって年金給付を確実に受けることができるように、長期的視点に立った安全確実な運用ということを基本にやっていく必要がある、このように認識しておるわけでございます。

そういうことを可能にいたしますような、いわゆる運用の基本方針というものを適正に策定して実施していく必要があると考えておりますが、この基本方針の策定に当たりましては、高度な専門的知見あるいはノウハウが必要でございまして、外部の専門家の助言なども得つつ策定してまいりたいと思っております。

また、新制度におきましてこの積立金運用の重要性ということにかんがみまして、基金の組織を再編いたしまして、現行の組織定員の範囲の中で積立金運用のための担当部門を強化するというようなことについても意を用いまして、適切な運用に万全を期す所存でございまして。

○金子(恭)委員 ありがとうございます。最後に、鎮西参考人に御質問して終わらせていただきます。

地元の農業者関係者とかJAの関係者の方から農業者年金制度の話が聞かれますと、異口同音に手続の煩雑さが何とかならないものかということをよく言われます。今後、農業者年金制度を円滑に運営するためには重要であろうというふうにも思われます。その場合、事務の簡素合理化に努める必要があると思われまして。

この点について、農業者年金基金としてどのように取り組まれるのか、また、組織として農業者年金基金のスリム化についてもどのようにお取り組みされるのか御質問して、終わらせていただきます。

○鎮西参考人 おっしゃるとおり、年金事業というのは、その性格から、多数の者を長期にわたって対象にしているということとか、あるいは個人個人の権利義務に大変大きな影響を及ぼすということもございまして、資格の確認、あるいは裁定手続などにつきまして特に事務に厳密さが要求さ

れる、そういう性格の仕事でございます。

ただ、おっしゃるとおり、私もブロック会議あるいは地方に出かけても、受託機関の担当者から、もっと簡素化できないのかという声が非常に強いわけございまして、従来からも、そういう受託機関の担当者の声を受けまして、事務の簡素合理化、あるいは諸届けの様式の統一とかいろいろなことをやってまいりましたわけでございます。

新制度におきましては、例えば農地保有要件がなくなるなどの資格要件がある意味では緩やかになるというようなこともございますので、十分農業団体あるいは主務省とも連携をいたしながら、特に現場の受託機関の担当者の過剰負担にならないように意を用いまして、事務執行に当たってまいります。

なお、こういう観点から、新しい制度におきまして保険料収納は原則すべて自動振替ということを考えているところでございます。

それから、組織のスリム化ということでございますが、今申しましたようなことで、私どもの仕事は大変厳密を要する仕事でございますが、現場の事務のかんりの部分を農業委員会系統あるいは農協系統に委託して行っている、こういうことございまして、本部自身はかなり現在でも簡素な組織になつて行っているわけでございます。

しかしながら、これからも十分そういう観点、それから今回の制度改正、新しい制度が再構築されるわけでございますが、当分の間、旧制度と新制度が並行することございまして、多分現場の業務量というものはかなり増大するだろう。

担当者も相当意識的にも負担感というものが増すのではないかと、このことを我々も十分考えておりますので、そういった方々の負担感というのをなるべく避けるように、事務の簡素合理化、あるいは基金本部の組織といたしまして、現行の組織定員の範囲内で、例えば先ほど申しました資金の運用部門を強化する等、めり張りをつけた再編整備というものを行ってまいりたい、このように

考えているところでございます。

○堀込委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

本日は、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしました厚く御礼を申し上げます。

次回は、明四日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十分散會